

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 (コープあいち)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、犬山市（以下「甲」という。）と、名古屋勤労市民生活協同組合（以下「乙」という。）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結するものとする。

(応急生活物資)

第2条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の内容は、予め甲乙協議して定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた応急生活物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(応急生活物資供給の要請手続等)

第4条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙とは、連絡体制等について、支障をきたさないよう常に点検をすると共に、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(応急生活物資供給の協力)

第5条 災害時において、応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の取扱商品の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、取扱商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

(費用の負担)

第7条 第5条及び第6条の規定により、乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙とは、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成17年12月 5日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 石田 芳弘

乙 名古屋市名東区猪高町上社字井堀25-1
名古屋勤労市民生活協同組合
理事長 寺本 康美

災害時における食糧供給等の協力に関する協定書

（敷島製パン株式会社犬山工場）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、犬山市（以下「甲」という。）と、敷島製パン株式会社犬山工場（以下「乙」という。）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、食糧供給等の協力に関する事項について協定を締結するものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（食糧供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭を持って要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙とは、連絡体制等について、支障をきたさないよう常に点検をすると共に、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（食糧供給の協力）

第4条 災害時において、食糧を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（食糧の運搬）

第5条 食糧の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第6条 第4条及び第5条の規定により、乙が供給した食糧の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の優先供給及び運搬終了後乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙とは、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（雑則）

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成18年1月20日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 石田 芳弘

乙 犬山市大字羽黒新田字不二見坂1の5
敷島製パン株式会社犬山工場
工場長 村上 政美

災害時の情報収集及び提供並びに応急措置資機材等の 提供に関する協定書（愛知県石油協同組合尾北支部犬山グループ）

犬山市（以下「甲」という。）と愛知県石油協同組合尾北支部犬山グループ（以下「乙」という。）とは、犬山市内において風水害若しくは地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供（以下「災害情報の提供」という。）並びに乙の所有する応急措置資機材の提供及び自動車用燃料、災害対策用燃料の優先提供（以下「応急措置資機材等の提供」という。）により、甲の行う応急対策活動の支援について定めるものとする。

（災害情報の提供に係る要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、浸水状況、建物損壊状況等求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。
2 乙又は乙の組合員は、自ら災害の発生を確認した場合又は災害の発生のおそれがあり必要と判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、甲に対して災害情報を電話等により提供するものとする。

（応急措置資機材等の提供に係る要請）

第3条 甲は、災害時において甲及びその住民が応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急措置資機材等の提供について要請する。

- (1) 災害の状況及び要請する事由
- (2) 必要な応急措置資機材及び自動車用燃料、災害対策用燃料の種類、数量等
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供及び応急措置資機材の提供等）

第4条 乙は、前2条の規定により要請がなされた場合又は災害の発生を認めた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、その内容に従って、可能な範囲で災害情報の提供又は応急措置資機材等の提供を甲及びその住民に対して行うものとする。

2 乙が甲又はその住民に提供する応急措置資機材は、次の資機材とする。

- (1) ジャッキ
- (2) バール
- (3) 鉄ハンマー
- (4) はしご
- (5) ロープ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、乙が甲に対して提供可能な応急措置資機材

3 甲が自動車用燃料の優先提供を受けることができる車両は、災害応急対策を実施する車両とする。

4 甲が優先提供を受けることができる燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所、ポンプ場等の防災施設で使用する燃料
- (2) 消防ポンプ、発電機等の防災設備の燃料

(3) 前2号に掲げるもののほか、災害応急対策に必要な燃料

5 乙は、応急措置資機材等の提供を行った場合は、甲に対して前条第2号に掲げる事項について書面により速やかに通知するものとする。

(平素の協力)

第5条 甲及び乙は、災害時に際しこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

(事業所台帳)

第6条 乙は、この協定に基づき災害情報の収集及び応急措置資機材等の提供を行う給油取扱所の名称、代表者名、所在地、電話番号、ファクシミリ番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

(損失補償)

第7条 提供された自動車用燃料・災害対策用燃料にかかる費用及び応急措置資機材が破損、紛失等をした場合は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害発生時直前における通常の価格を基礎として算出するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙双方が協議のうえ決定するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙捺印の上、各自1通を保管する。

平成19年4月1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

代表者 犬山市長 田中志典

乙 犬山市大字犬山字南古券176番地

愛知県石油協同組合尾北支部犬山グループ

グループ長 合資会社木納商店 代表社員 保浦 則彦

大規模災害時における防災協力に関する協定書

（犬山まちづくり株式会社・中部薬品株式会社）

（趣旨）

第1条 犬山市（以下「甲」という。）と犬山まちづくり株式会社（以下「乙」という。）及び中部薬品株式会社（以下「丙」という。）は、犬山市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲の協力要請に基づき、市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙が実施する応急生活物資供給等の支援に関する事項を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、大規模災害時に、乙及び丙の犬山駅前店に対して、以下の要請を行うことができる。

(1) 乙が管理する駐車場について、緊急車両の駐車場所及び物資配送等の場所としての提供

(2) 丙の犬山駅前店で取り扱う応急生活物資等の提供

2 乙及び丙は、前項に規定する要請を受けたときは、駐車場所及び応急生活物資の優先提供等可能な範囲で協力するものとする。

（応急生活物資等の運搬）

第4条 応急生活物資等は、丙の犬山駅前店において丙から甲に引き渡し、それ以後は甲の指定するものが運搬する。甲は、必要に応じて丙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第5条 丙が提供した応急生活物資等及び運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、丙の提出する出荷確認書等に基づき、大規模災害時直前における店頭価格を基準として、甲丙協議の上決定するものとする。

3 前項に規定するもの以外の協力費用（自主的に提供するものを除く。）は、甲、乙及び丙が協議の上、それぞれの負担を決定する。

（変更及び廃止）

第6条 乙及び丙の犬山駅前店は、閉店等により支援協力に関する機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

（協議）

第7条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲、乙及び丙は、必要に応じ協議を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から翌年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲、乙及び丙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長することとし、その後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、大規模災害時における支援協力に関し、必要な事項は甲、乙及び丙が協議の上決定する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上各1通を保有する。

平成25年4月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

代表者 犬山市長 _____

乙 愛知県犬山市大字犬山字西古券5番地

犬山まちづくり株式会社

代表取締役 _____

丙 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地

中部薬品株式会社

代表取締役社長 _____

名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの
災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定
（名古屋市近隣市町村）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定」第5条に基づく給油方法等についての覚書
（平手石油店）

愛知県と愛知県石油商業組合が締結した「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定」（以下「協定」という。）において、犬山市（以下「甲」という。）が備蓄石油燃料の管理費を負担する株式会社平手石油店（以下「乙」という。）の災害時の給油方法等について下表のとおり取り扱うこととする。

項目	内容等
給油所名	株式会社平手石油店 犬山南
給油対象車両	1 緊急自動車（消防車両等） 2 公用車（犬山市）
緊急自動車以外の給油対象車両の通知方法	公用車（犬山市）については、給油時に「緊急通行車両標章」を提示すること。
1台あたりの給油量制限	1台あたりの給油量制限は設けない。
燃料費用金額	協定第9条～10条のとおり。
給油方法	乙の指定する方法において実施すること。 但し、乙の石油燃料の在庫量が、協定第2条の別表に掲げられた数量となった時点から給油する車両を、上記給油対象車両に限ること。また、その旨を給油所に表示するなど、他へ周知し、円滑な給油が行えるように努めること。 なお、必要に応じて甲も各種関係法令に抵触しない範囲で給油作業の補助を行うこと。
給油時間	極力24時間給油が可能となるように努める。

燃料費用の支払方法	<p>甲は、甲指定の燃料請求伝票を使用し、給油対象車両の車両番号、燃料の種類、数量、給油先等を記入し、給油を受けること。</p> <p>乙は、後日請求書により、甲へ請求を行う。</p>
給油記録及び備蓄燃料の残量管理	<p>乙は、甲の燃料請求伝票を基に、給油対象車両の車両番号、燃料の種類、数量等を記録する給油記録表を作成すること。</p> <p>その際、乙の石油燃料の在庫量が、協定第2条の別表に掲げられた数量となった時点から、備蓄燃料の残量も記録し管理すること。</p>
災害時の連絡方法	<p>緊急連絡先により、連絡手段を確保する。なお、毎年度始めに、お互いに緊急連絡先について再確認を行うこととする。</p> <p>乙は、発災から営業開始までに危険物取扱者免状所持者の人員確保に配慮すること。</p>
その他	<p>その他必要な事項は、別途甲と乙において協議すること。</p>

以上のとおり災害時に給油することを確認し、甲及び乙が各1部ずつ保管する。

平成28年2月16日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 小牧市岩崎374
株式会社平手石油店
代表取締役 平手 幸雄

「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定」第5条に基づく給油方法等についての覚書
(絹庄)

愛知県と愛知県石油商業組合が締結した「災害時給油所石油備蓄事業における備蓄石油類燃料の供給等に関する協定」（以下「協定」という。）において、犬山市（以下「甲」という。）が備蓄石油燃料の管理費を負担する株式会社絹庄（以下「乙」という。）の災害時の給油方法等について下表のとおり取り扱うこととする。

項目	内容等
給油所名	株式会社絹庄 楽田
給油対象車両	1 緊急自動車（消防車両等） 2 公用車（犬山市）
緊急自動車以外の給油対象車両の通知方法	公用車（犬山市）については、給油時に「緊急通行車両標章」を提示すること。
1台あたりの給油量制限	1台あたりの給油量制限は設けない。
燃料費用金額	協定第9条～10条のとおり。
給油方法	乙の指定する方法において実施すること。 但し、乙の石油燃料の在庫量が、協定第2条の別表に掲げられた数量となった時点から給油する車両を、上記給油対象車両に限ること。また、その旨を給油所に表示するなど、他へ周知し、円滑な給油が行えるように努めること。 なお、必要に応じて甲も各種関係法令に抵触しない範囲で給油作業の補助を行うこと。
給油時間	極力24時間給油が可能となるように努める。

燃料費用の支払方法	<p>甲は、甲指定の燃料請求伝票を使用し、給油対象車両の車両番号、燃料の種類、数量、給油先等を記入し、給油を受けること。</p> <p>乙は、後日請求書により、甲へ請求を行う。</p>
給油記録及び備蓄燃料の残量管理	<p>乙は、甲の燃料請求伝票を基に、給油対象車両の車両番号、燃料の種類、数量等を記録する給油記録表を作成する。</p> <p>その際、乙の石油燃料の在庫量が、協定第2条の別表に掲げられた数量となった時点から、備蓄燃料の残量も記録し管理すること。</p>
災害時の連絡方法	<p>緊急連絡先により、連絡手段を確保する。なお、毎年度始めに、お互いに緊急連絡先について再確認を行うこととする。</p> <p>乙は、発災から営業開始までに危険物取扱者免状所持者の人員確保に配慮すること。</p>
その他	<p>その他必要な事項は、別途甲と乙において協議すること。</p>

以上のとおり災害時に給油することを確認し、甲及び乙が各1部ずつ保管する。

平成28年2月16日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 小牧市中央1丁目317番地
株式会社絹庄
代表取締役 後藤 庄樹

災害時における飲料供給の協力に関する協定書

（サントリープロダクツ株式会社）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、犬山市（以下「甲」という。）と、サントリープロダクツ株式会社（以下「乙」という。）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、飲料供給等の協力に関する事項について協定を締結するものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（飲料供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、飲料供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭を持って要請し、事後速やかに飲料供給要請書を提出するものとする。

2 乙は前項の連絡を受けた場合、速やかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所及び日時を供給可能数量報告書（別紙2）により、甲に報告するものとする。

3 甲と乙とは、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表（別紙3）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（飲料供給の協力）

第4条 災害時において、次の飲料を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

（1）ミネラルウォーター

（2）その他飲料

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（飲料の運搬、引渡）

第5条 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し飲料を確認のうえ引き取るも

のとする。

3 甲は、前項による引き取りを甲の指定するものに代行させることができる。

(費用の負担)

第6条 第4条及び第5条の規定により、乙が供給した飲料の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成28年12月1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

乙 東京都中央区京橋3丁目1-1
東京スクエアガーデン9階
サントリープロダクツ株式会社
代表取締役社長 垣見吉彦

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

（株式会社ゼンリン）

犬山市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、犬山市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、犬山市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の最新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ最新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年 1月 13日

甲) 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙) 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社 ゼンリン 中部エリア統括部
統括部長 荒木 康博

災害用救援物資の保管及び使用に関する協定書

（日本赤十字社愛知県支部）

日本赤十字社愛知県支部を甲とし、犬山市を乙として、災害用救援物資の保管及び使用について、次のとおり協定を締結する。

1. 保管目的 二次医療圏ごとに災害用救援物資の保管場所を確保することで、災害発生時における被災地（市町村）からの救援物資等に関する緊急供給要請に迅速に対応する体制を整えること。
2. 保管場所 住所 愛知県 犬山市 大字羽黒新田字上堅箴 1-1
物件 犬山市防災倉庫（勤労青少年ホーム）の一部
面積 50 m²の一部
3. 保管物資 品名・数量・規格等は甲・乙協議し別に定める。
4. 保管期間
(1) 災害用救援物資の保管は、協定成立の日から1年間とする。ただし、保管期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面をもって終了を通知しない限り、保管期間は、さらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。
(2) 乙において、公用又は、公共用に供するために必要が生じたときは、上記の期間にかかわらず、甲は、災害用救援物資を撤去するものとする。この場合において、乙は、撤去期限の3ヶ月前までに甲に連絡しなければならない。ただし、急を要するときは別途協議する。
5. 保管料 無料とする。
6. 運用方法 災害救援物資の所有権は甲が有し、乙は別添『「日本赤十字社愛知県支部 犬山市防災倉庫（勤労青少年ホーム）における救援物資の運用について」（犬山市以外で使用する場合）及び（犬山市内で使用する場合）』の手順に則り運用する。
7. その他 本件に関し疑義のあるときは、甲・乙協議し決定する。

上記協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年 3月 1日

(甲) 住所 名古屋市東区白壁1丁目50番地
氏名 日本赤十字社愛知県支部
支部長 神田真秋

(乙) 住所 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
氏名 犬山市
市長 山田拓郎

災害時における物資供給の協力に関する協定書

（DCMカーマ株式会社）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、犬山市（以下「甲」という。）と、DCMカーマ株式会社（以下「乙」という。）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結するものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭を持って要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は前項の連絡を受けた場合、速やかに供給可能な物資の数量、運送可能な場所及び日時を供給可能数量報告書（別紙2）により、甲に報告するものとする。

3 甲と乙とは、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表（別紙3）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 災害時において、次の物資を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 土木建設資材
- (2) 日用品
- (3) 食料品
- (4) 飲料水
- (5) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡）

第5条 物資の引渡場所は、甲、乙が協議後、決定する。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条及び第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後乙の提出する納品書及び請求書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成29年4月1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 愛知県刈谷市日高町3丁目411番地
DCMカーマ株式会社
代表取締役 豊田 芳行

災害時における物資供給の協力に関する協定書

（中部薬品株式会社）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、犬山市（以下「甲」という。）と、中部薬品株式会社（以下「乙」という。）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について協定を締結するものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭を持って要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は前項の連絡を受けた場合、速やかに供給可能な物資の数量、運送可能な場所及び日時を供給可能数量報告書（別紙2）により、甲に報告するものとする。

3 甲と乙とは、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表（別紙3）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 災害時において、次の物資を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 日用品
- (2) 食料品
- (3) 飲料水
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡）

第5条 物資の引渡場所は、甲、乙が協議後、決定する。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るも

のとする。

(費用の負担)

第6条 第4条及び第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後乙の提出する納品書及び請求書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第8条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成29年 4月28日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地
中部薬品株式会社
代表取締役 山口 眞里

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定 （一般社団法人日本福祉用具供給協会）

第1条（趣旨）

犬山市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、犬山市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が犬山市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第3条（福祉用具等物資供給の協力要請）

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

第4条（福祉用具等物資供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表に定めておくものとする。

- 2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第6条（福祉用具等物資供給の要請手続き）

甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第7条（引渡し）

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第 8 条（福祉用具等物資の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第 9 条（福祉用具等物資の運搬）

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第 10 条（車両の通行）

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

第 11 条（配慮事項）

甲は、乙に第 3 条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第 12 条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第 13 条（費用）

第 3 条及び第 9 条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前 2 項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙

協議の上、変更することができるものとする。

第14条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

第15条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- （1） 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- （2） その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第16条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第17条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成29年7月5日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野 木 孝二

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（日本紙工業株式会社）

（趣旨）

第1条 犬山市（以下「甲」という。）と日本紙工業株式会社（以下「乙」という。）は犬山市内に地震、風水害その他による災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、段ボール製品（以下「応急生活物資」という）の供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が犬山市災害対策本部、または犬山市警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときには、甲は乙に対して応急生活物資の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、調達可能な物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に務めるものとする。

（応急生活物資の種類）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資の種類は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の事業所の取扱商品

（応急生活物資供給の要請及び受諾等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第8条 乙または乙の指定するものは、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に甲が指定するものをもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、できる限り物資の組み立て等を指導できる者を派遣し、避難所の運営等が円滑に進むよう努めることとする。

(物資の回収)

第9条 乙は、納品した物資の使用が終了し甲から依頼があった場合、物資の回収について調整を行い、リサイクルに努めるものとする。

(費用)

第10条 第4条および第8条の規定により、乙が調達した物資の代金及び運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が調達した物資の供給および運搬終了後、乙が提出する出荷報告書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第13条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。なお、乙の担当者はこの協定の写しを所持する。

平成29年11月27日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市大字羽黒字北巾2番地1
日本紙工業株式会社
代表取締役 高橋 秀治

災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）

（趣旨）

第1条 犬山市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、犬山市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（1）犬山市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）犬山市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

（1）「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災の担当課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙②）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成30年 1月10日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

大規模災害時における燃料等の提供に関する協定書

（大同メタル工業株式会社）

「大同メタル工業株式会社犬山事業所」（以下「甲」という。）と「犬山市」（以下「乙」という。）は、災害時における燃料等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が人命救助活動等の消防活動のため、甲が所有する敷地の利用及び備蓄燃料の提供（以下「燃料等の提供」という。）について、必要な事項を定める。

（要請）

第2条 乙は、災害時において、緊急に燃料等の提供が必要な事態が発生した場合は、甲に対して要請を行うことができる。

（協力）

第3条 甲は、乙から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し自らの事業運営を妨げず、経済上、物理上合理的な範囲で可能な限り優先して協力する。

（協力の範囲）

第4条 乙が甲に協力を要請する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）消防車両の臨時駐車場として、甲が所有する敷地の利用
なお、提供場所については、その都度、協議して決めることとする。
- （2）消防車両に甲が所有する燃料の提供
なお、提供方法は甲の指定する方法において実施すること。

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第6条の措置を執るものとする。

（要請に基づく甲の措置）

第6条 甲は、第2条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を乙に連絡するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条第1項第2号の協力により甲が提供した燃料の対価は乙が負担するものとする。燃料の代金、代金の支払い方法及び支払い期日等については、双方協議のうえ決定する。なお、燃料の対価については、乙の給油量に基づき、災害発生直前時における適正な価格を基準として算定するものとする。

2 第4条第1項第1号による敷地の利用による協力は無償とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては犬山管理事務所長とし、乙においては犬山市消防長とする。また、緊急連絡先により、連絡手段を確保する。なお、毎年度始めに、お互いに緊急連絡先について再確認を行うこととする。

(担当者名簿の作成)

第9条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙1)を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第10条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(訓練)

第11条 燃料の提供等を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施することができる。

(協議)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年3月14日

甲 犬山市大字前原字天道新田1番地5
大同メタル工業株式会社 犬山事業所
常務執行役員 犬山事業所長 吉田 秀雄
乙 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

代表者 犬山市長 山田 拓郎

災害時における物資供給の協力及び帰宅困難者支援に関する協定

（株式会社義津屋、犬山しろひがし商業協同組合）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、犬山市（以下「甲」という。）と、株式会社義津屋（以下「乙」という。）及び犬山しろひがし商業協同組合（以下「丙」）が協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力及び帰宅困難者支援に関する事項について協定を締結するものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙及び丙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭を持って要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は前項の連絡を受けた場合、速やかに供給可能な物資の数量、運送可能な場所及び日時を供給可能数量報告書（別紙2）により、甲に報告するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 災害時において、次の物資を必要とするときは、甲は、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の運搬、引渡）

第5条 物資の引渡場所は、甲、乙が協議後、決定する。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員又は指定する者を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

（帰宅困難者の対応）

第6条 甲は犬山市内における災害の予防及び災害発生時において、

帰宅困難者の対応について必要が生じた場合は、乙及び丙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的な休憩場所、水道水、トイレ等の提供
- (2) 乙及び丙の店舗において、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請のあったもので協力できる事項

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。
(連絡体制)

第7条 甲と乙及び丙とは、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表(別紙3)により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条及び第5条の規定により、乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が取扱商品の供給及び運搬終了後乙の提出する納品書及び請求書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第6条の規定による支援の実施に要した費用は、当該支援を実施した乙及び丙が負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙及び丙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和元年10月9日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

乙 津島市新開町一丁目6番地
株式会社 義津屋
代表取締役社長 伊藤彰浩

丙 犬山市天神町一丁目1番地
犬山しろひがし商業協同組合
理事長 長縄義明

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定
(シオン株式会社)

犬山市（以下「甲」という。）とシオン株式会社以下「乙」という。）は、災害における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害（以下「災害時」という。）において、多数の死者が発生した場合における遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び施設等の提供について、甲の要請に対する乙の協力その他必要な事項を定めるものとする。

(要請業務の内容)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品及び作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 甲による要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（様式第1）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で要請し、その後速やかに当該要請書を乙に提供するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) 協力を要請する場所
- (6) その他要請に必要な事項

(要請業務の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請があった場合は、甲の指示に従い、第2条の業務に速やかに従事するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条の規定に基づく業務をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（様式第2）をもって甲に報告するものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ及び電子メール等で報告し、その後速やかに当該報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材、消耗品の数量及び当該作業に従事した者の職、氏名
- (2) 遺体を安置した施設の使用した部屋の数及び日数
- (3) 遺体搬送等のために使用した寝台車及び霊柩車等の台数と走行距離
- (4) その他甲が乙に指示した事項
(経費の負担)

第6条 甲は、前条の規定による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。
(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により請求するものとする。なお、乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求するものとする。
(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、30日以内に乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。
(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準価格を参考として、甲乙協議して決定するものとする。
(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な支援体制が図れるよう、情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。
(災害時の情報提供)

第11条 乙は、要請業務の実施中に知り得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。
(守秘義務)

第12条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、
甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日
までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までの間に、
甲乙いずれかからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、さらに
期間満了の日の翌日から1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各
1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 愛知県江南市高屋町西町30番地
シオン株式会社
代表取締役 木 塚 隆 次

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

シオン株式会社

様

犬山市長

災害時協力要請書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
要請の場所	
要請の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

様式第2（第5条関係）

年 月 日

犬山市長 様

住所
氏名（会社名）

災害時要請業務実施報告書

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
実施業務内容 (供給等の内訳)	
従事者氏名	
要請の場所	
要請の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 （三協フロンテア株式会社）

犬山市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、犬山市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式第2）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 千葉県柏市新十余二5番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻 貴嗣

様式第1（第3条関係）

年 月 日

三協フロンテア株式会社 様

犬山市長

物資（ユニットハウス等）供給要請書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり供給を要請します。

口頭、電話等による要請の日時	年 月 日（ ） 時 分頃
要請理由	
供給物資の品名、規格、数量等	
設置の場所	
設置の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
問合せ先	課名 担当者 TEL E-mail
備 考	

様式第2（第6条関係）

年 月 日

犬山市長 様

三協フロンテア株式会社

物資（ユニットハウス等）供給状況報告書

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり実施状況を報告します。

供給物資の 品名、規格、 数量等	
設置の場所	
設置の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
問合せ先	課名 担当者 TEL E-mail
備 考	

災害時に出動する緊急消防援助隊への物資供給の協力に関する協定書
（ゲンキー株式会社）

犬山市（以下「甲」という。）とゲンキー株式会社（以下「乙」という。）とは、犬山市以外において地震、風水害等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急消防援助隊として出動する甲に対し、乙が物資を供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に緊急消防援助隊として出動する甲に対し、乙が甲の管轄する全店舗において優先的に物資を供給する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときとする。

（物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡を受けたとき、24時間可能な範囲において物資の優先供給に努めるものとする。

（物資供給の協力）

第4条 災害時において、甲は、乙に対して次の物資について供給の要請をすることができる。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、甲が行なうものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表（別紙2）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用については、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に請求金額を支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和2年12月2日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 福井県坂井市丸岡町下久米田38-33
ゲンキー株式会社
代表取締役 藤 永 賢 一

災害時に出勤する緊急消防援助隊への物資供給の協力に関する協定書
（株式会社義津屋）

犬山市（以下「甲」という。）と株式会社義津屋（以下「乙」という。）とは、犬山市以外において地震、風水害等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急消防援助隊として出勤する甲に対し、乙が物資を供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に緊急消防援助隊として出勤する甲に対し、乙が優先的に物資を供給する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときとする。

（物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡を受けたとき、可能な範囲において物資の優先供給に努めるものとする。

（物資供給の協力）

第4条 災害時において、甲は、乙に対して次の物資について供給の要請をすることができる。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、甲が行なうものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表（別紙2）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用について

は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に請求金額を支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和2年12月2日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 津島市新開町1丁目6
株式会社義津屋
代表取締役 伊藤 彰 浩

災害時に出勤する緊急消防援助隊への物資供給の協力に関する協定書
（株式会社三河屋）

犬山市（以下「甲」という。）と株式会社三河屋（以下「乙」という。）とは、犬山市以外において地震、風水害等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急消防援助隊として出勤する甲に対し、乙が物資を供給することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に緊急消防援助隊として出勤する甲に対し、乙が優先的に物資を供給する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときとする。

（物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、物資供給要請書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の連絡を受けたとき、可能な範囲において物資の優先供給に努めるものとする。

（物資供給の協力）

第4条 災害時において、甲は、乙に対して次の物資について供給の要請をすることができる。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) その他甲が指定する物資

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の運搬は、甲が行なうものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表（別紙2）により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（費用の負担）

第7条 第4条の規定により、乙が甲に供給した物資の費用について

は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項の規定により、乙から費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に請求金額を支払うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

令和2年12月2日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

乙 小牧市大字間々原新田字下新池987番地
株式会社三河屋
代表取締役社長 佐藤伸宏

災害の発生時における物資供給に関する協定書 (有限会社レントオール江南)

犬山市（以下「甲」という。）と有限会社レントオール江南（以下「乙」という。）は、災害の発生時における物資の供給に関する協定を次のとおり締結する。

（定義）

第1条 この協定において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。

2 この協定において「物資」とは、別表に定めるものをいう。

（供給要請）

第2条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、緊急に物資の確保を図る必要があると認めるとき、乙が保有する物資の供給を乙に要請するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給に協力するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、物資の供給を要請しようとするときは、出荷要請書（様式第1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭により要請を行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後に出荷要請書を乙に提出するものとする。

（物資の引渡し及び設営・撤去）

第5条 物資の引渡場所は、引渡しの都度、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡場所において、乙の作成した入荷確認書（様式第2）により物資を確認し、設営を依頼するものとする。

3 避難所閉鎖時に、甲は乙に対し物資の撤去を依頼するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が供給した物資の対価その他必要な経費については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の支払は、前条に規定する物資の引渡しの完了後、乙の請求に基づき遅滞なく行うものとする。

（物資の価格）

第7条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害が発生する直前における価格を基準として甲乙協議の上、定めるものとする。

（報告）

第8条 この協定の確実な履行を期するため、甲は、乙に対してその保有する物資の品目、数量、価格等についての報告を求めることができるものとする。

(協定の期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定の締結から令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までに、甲乙いずれかから相手方に対して本協定の解除の申し出をしないときには、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更)

第10条 物資の品目の追加又は変更その他のこの協定の変更は、甲又は乙の申出により甲乙協議して行うものとする。

(他自治体等からの要請)

第11条 甲以外の自治体等から物資の供給の要請があった場合、甲乙協議して対処するものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和3年6月28日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長

乙 江南市東野町烏森32番地
有限会社レントオール江南
代表取締役

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
屋内ツール	間仕切りパネル
冷暖房機器等	石油ストーブ、扇風機
電気用品等	発電機、投光器、コードリール、電気ポット
その他	乙が調達可能な物資

様式第2（第5条関係）

入 荷 確 認 書

品名	数量	備考

年 月 日付け 第 号の出荷要請書により上記の物資を受け取りました。

年 月 日

犬山市職員氏名_____

（注）2通作成し、甲乙1通ずつ保存する。

災害時における嚙下食等の供給の協力に関する協定書（有限会社関西）

（趣旨）

第1条 犬山市（以下「甲」という。）と有限会社関西（以下「乙」という。）は犬山市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、嚙下食等の供給等の協力に関する事項について協定を締結する。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が犬山市災害対策本部、又は犬山市警戒本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（嚙下食等の供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が嚙下食等を必要とするときには、甲は乙に対して嚙下食等の供給について協力を要請することができる。

（嚙下食等の供給の協力実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、調達可能な嚙下食等の供給及び運搬に対する協力を積極的に務めるものとする。

（嚙下食等の種類）

第5条 甲が乙に要請する災害時の嚙下食等の種類は、次に掲げるものとする。

（1）長期保存用嚙下食

（2）その他乙の事業所の取り扱う嚙下食

（嚙下食等の供給の要請及び受諾等）

第6条 甲の乙に対する要請手続きは文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（嚙下食等の運搬）

第7条 嚙下食等の運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。又、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

（嚙下食等の引渡し）

第8条 乙又は乙の指定する者は、甲の指定する場所に嚙下食等を搬送し納品するものとする。その際に甲が指定するものをもってこれを確認させ、受け取るものとする。

（費用）

第9条 第4条及び第8条の規定により、乙が調達した嚙下食等の代金及び運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が調達した嚙下食等の供給及び運搬終了後、乙が提出する出荷報告書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として甲及び乙が協議の上

決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名（又は記名押印）のうえ各1通を保有する。

令和5年4月21日

犬山市大字犬山字東畑36番地

甲 犬山市

代表者 犬山市長 _____

犬山市大字羽黒字長田19番地1

乙 有限会社 関西

代表取締役 _____

消防相互応援協定締結状況

〈 愛 知 県 〉

協定先	最終更新年月日	応援区分	応援区域	派遣消防隊数等	その他
小牧市	平成18. 12. 18	要 請	全 域	要請に応じて 消防隊等	※ 犬山市 (甲)
		覚 知	火災 全 域 救急 境界付近	消防隊 1 隊 救急隊 1 隊	
春日井市	平成18. 12. 18	要 請	全 域	要請に応じて 消防隊等	※ 犬山市 (乙)
		覚 知	全 域	消防隊等 1 隊	
丹羽広域事務 組合消防本部	平成18. 12. 18	要 請	全 域	要請に応じて 消防隊等	※ 犬山市 (甲)
		覚 知	全 域	消防隊等 1 隊	
江南市	平成18. 12. 18	要 請	全 域	消防隊又は救急隊 1 隊	要請により出動したとき、速報 処理後 様式 1, 2 で通報 ※ 犬山市 (甲)
		覚 知	全 域		

〈 岐 阜 県 〉

協定先	最終更新年月日	応援区分	応援区域	派遣消防隊数等	その他
各務原市	平成18. 12. 18	要 請	全 域	消防隊又は救急隊 1 隊	要請により出動したとき、速報 処理後 様式 1, 2 で通報 ※ 犬山市 (甲)
		覚 知	全 域	消防隊又は救急隊 1 隊	
多治見市	平成18. 12. 18	要 請	全 域	原則として消防隊 1 隊以上、 救急隊 1 隊	要請により出動したとき、速報 処理後 様式 1, 2 で通報 ※ 犬山市 (甲)
		覚 知	境界付近	原則として消防隊 1 隊以上、 救急隊 1 隊	
可茂消防 事務組合	平成30. 3. 30	要 請	全 域	要請に応じて 消防隊、救急	※ 犬山市 (甲)
		覚 知	境界付近	消防隊、救急隊	
可児市	平成18. 12. 18	要 請	全 域	要請に応じて 消防隊等	※ 犬山市 (甲)
		覚 知	境界付近	消防隊等	

姉妹都市相互支援協定書（立山町）

犬山市と立山町とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づく災害相互支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、犬山市又は立山町の区域内において、地震、洪水その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に両市町が相互に支援することにより、災害応急対策及び災害復旧対策等を円滑に行うことを目的とする。

（支援の種類）

第2条 市又は町域内において災害が発生した場合は、前条の目的を達成するため両市町は、次の各号に掲げる活動及び業務について、必要な人員（以下「支援職員」という。）及び機器資材を相互に出動させ若しくは調達して支援するものとする。

- (1) 救急救助活動
- (2) 消防活動
- (3) 給水活動
- (4) 被災者の受入れ業務
- (5) 公共施設の復旧活動
- (6) 救援物資の調達、輸送及び配給業務
- (7) 被災者の介護及び医療業務並びにボランティアの斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援要請の手続）

第3条 支援要請を行う市又は町は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにし、文書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話又は電信により支援要請し、その後速やかに文書（別記様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び支援を要請する理由
- (2) 支援の種類並びに支援職員及び機器物資数
- (3) 活動内容及び集結場所
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援活動）

第4条 支援要請を受けた市又は町は、直ちに必要な支援を実施するものとする。また、支援要請がない場合であっても、収集した情報等に基づき必要があると判断した場合には、必要な支援が実施できるものとする。

2 支援要請を受けた市又は町は、第2条各号に掲げる活動及び業務のうち、都合により支援できない活動及び業務がある場合は、当該要請をした市又は町にその旨を速やかに通報しなければならない。

（指揮権）

第5条 支援活動に従事する市又は町の支援職員は、被災市又は町の災害対策本部長等の指揮の下に行動するものとする。

（支援活動に対する便宜供与）

第6条 支援活動を受け入れる市又は町にあっては、支援活動に従事する市又は町の支援職員が行う支援活動に対して、できる限り便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

第7条 支援活動に必要な経費については、次の各号に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 支援のために要した経費については、原則として支援を行った市又は町の負担とする。
- (2) 支援活動に必要な燃料及び機器資材の補給又は支援職員への給食等を必要とする場合は、支援を受けた市又は町が現物又はその費用を負担する。
- (3) 支援活動に従事した支援職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、支援を行った市又は町がその損害を賠償する。
- (4) 支援活動に従事した支援職員が支援活動遂行中に第三者に損害を与えた場合は、支援を受けた市又は町がその損害を賠償する。ただし、支援する市又は町から被災市又は町への出動途中及び被災市又は町からの帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、支援を行った市又は町がその損害を賠償する。
- (5) その他前各号によりがたい費用については、両市町が協議の上決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条に掲げる要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 犬山市総務部総務課長
- (2) 立山町総務課長

(情報の交換)

第9条 両市長は、この協定に基づく支援の効率的な実施を期するため、必要な情報を常時交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、平成8年2月26日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、両者記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月26日

愛知県犬山市大字犬山字東畑36

犬山市長 石田 芳弘

富山県中新川郡立山町前沢2440

立山町長 富樫 清二

災害時における相互応援に関する協定（尾張北部5市2町）

（趣旨）

第1条 この協定は、尾張北部広域行政圏を構成する市町（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）において、大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における協定市町間の相互応援協力について必要な事項を定めるものとする。

（応援要請及び連絡窓口）

第2条 協定市町は、あらかじめこの協定に基づく相互応援協力の連絡窓口として、連絡担当部局を定めるものとし、応援の要請は、当該市町の連絡担当部局を通じて行うものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必用な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

（応援隊の指揮）

第4条 応援隊の活動は、要請市町の指揮のもとに行うものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

（連絡会議）

第6条 協定事項の円滑な推進を図るため、原則として年1回、協定市町間において連絡会議を開くものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（報告）

第8条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに応援を要請した市町の長に報告するものとする。

（他の協定等との関係）

第9条 この協定と他に締結された協定等との関係については、別に定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第11条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成8年8月30日

春日井市長	鵜飼	一郎
犬山市長	石田	芳弘
江南市長	大池	良平
小牧市長	中野	直輝
岩倉市長	石黒	靖明
大口町長	鈴木	博夫
扶桑町長	澤田	正夫

水道事故等による相互応援協定（多治見市水道事業）

犬山市水道事業（以下「甲」という。）と多治見市水道事業（以下「乙」という。）との間において、次のとおり水道事故等による応急給水について相互応援協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙において水道事故等による大規模な断水が発生し、応急給水が必要となった場合における相互応援についての取扱い事項を定めるものである。

（用語）

第2条 この協定において、水道事故等とは次の各号に定めるものをいう。

- (1) 送配水管、配水池等の水道施設の事故
- (2) 異常渇水、異常寒波等による気象異常
- (3) 災害
- (4) 停電、ガス爆発、テロ行為等による事故

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の補給
- (2) 飲料水の補給に必要な器材及び関係車両等の提供
- (3) 応援職員の派遣
- (4) その他特に応援要請があった事項

（応援の要請）

第4条 甲、乙いずれかが応援給水を必要と認めるときは、被害状況等の情報提供を行い、応援給水の要請を行うことができる。

2 前項の要請は、電話、ファックス、電子メール等の通信手段にて行い、速やかに応援給水要請書を要請先に送付するものとする。

3 要請を受けた市は、当該市内において特段の被害を蒙っていないときは、直ちに応援要請に応じるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援給水に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援が二日以内の場合は、応援出動による給水車及び給水用器材の軽微な故障の修理費、燃料費、応援職員の手当等の通常経費は、応援市の負担とする。

ただし応援地における車両の燃料補給、応援職員の食料等に要する経費については、応援要請市の負担とする。

- (2) 応援が三日以上にわたる場合は、原則として応援要請市が負担するものとする。

- (3) 応援出動による給水車及び給水用器材の重大な破損の修理費並びに第三者に損害を与えた場合の賠償並びに応援職員の公務災害補償その他これらに類する経費の負担については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（準用規定）

第6条 この協定書に特に定めのない事項については、平成7年12月1日締結の東海四県水道災害相互応援に関する覚書及び東海四県水道災害相互応援に関する覚書実施細則（以下「覚書等」という。）の規定を準用する。

（協議）

第7条 この協定及び前条の規定により準用される覚書等に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 犬山市水道事業
代 表 犬山市長 石 田 芳 弘

乙 多治見市水道事業
代 表 多治見市長 西 寺 雅 也

水道災害相互応援に関する覚書（愛知県下市町村ほか）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同条第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長豊橋市長

愛知県公営企業管理者企業庁長

名古屋市水道事業・工業用水事業及び下水道事業管理者上下水道局長

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会会長瀬戸市長

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町 東浦町 南知多町

美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市 愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会会長常滑市長

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市 小牧市 岩倉市

清洲町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町 佐織町 春日町 八開村

稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道企業団

海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会会長春日井市長

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市 西尾幡豆広

域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村 足助町 下山村 旭町 稲武

町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会会長岡崎市長

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町 一宮町 小坂井町

御津町 渥美町 設楽町 東栄町 豊根村 富山村 津具村 鳳来町

作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会会長豊橋市長

立会人 愛知県健康福祉部長

(参考)平成24年4月現在の関係会員数：47

愛知県、名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、愛知中部水道企業団、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一宮市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、稲沢市、愛西市、あま市、蟹江町、清須市、北名古屋水道企業団、海部南部水道企業団、丹羽広域事務組合、岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、知立市、高浜市、西尾市、幸田町、豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

愛知県内広域消防相互応援協定（愛知県下市町村ほか）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- （1） 大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2） 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- （3） 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- （4） その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- （1） 災害の発生日時、場所及び状況
- （2） 必要とする人員、車両及び資機材等
- （3） 集結場所及び連絡担当者
- （4） その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

（1） 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

（2） 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

（情報提供等）

第 8 条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第 9 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第 10 条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第 11 条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 3 月 12 日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成 15 年 3 月 31 日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書 41 通を作成し、各自 1 通を保管する。

平成 15 年 4 月 1 日

名古屋市長	松原武久
豊橋市長	早川勝一
岡崎市長	柴田紘一
一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也
知多中部広域事務組合管理者半田市長	増榊伊三郎
春日井市長	鶴飼野勝之
豊川市長	中水谷尚
津島市長	鈴木公平
豊田市長	鈴木本忠彦
西尾市長	金原久雄
蒲郡市長	石田芳弘
犬山市長	石橋誠晃
常滑市長	大池良平
江南市長	大島晋作
尾西市長	中野直輝
小牧市長	服部幸道
稲沢中島広域事務組合管理者	山本芳央
新城市長	鈴木淳雄
東海市長	福島
大府市長	加藤功
知多市長	加谷幸治
尾張旭市長	石黒靖明
岩倉市長	都築龍治
豊明市長	加藤梅雄
長久手町長	山口昭雄
木曾川町長	佐藤篤松
蟹江町長	

幸田町長
田原町長
渥美町長
衣浦東部広域連合長
西春日井広域事務組合管理者
海部東部消防組合管理者
尾三消防組合管理者
海部南部消防組合管理者
海部西部広域事務組合管理者
丹羽広域事務組合管理者
幡豆郡消防組合管理者
知多南部消防組合管理者
あすけ地域消防組合管理者

近 藤 德 光
白 井 孝 市
山 本 道 雄
永 田 太 三
長 瀬 保
糸 野 章
久 野 英
佐 野 夫
鷺 野 峰
河 田 聰
大 河 幸
齋 内 光
太 藤 宏 行
田 雅 一
清

大規模災害時における相互応援に関する協定書(附家老関係5市)

愛知県犬山市、岐阜県海津市、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市及び茨城県高萩市の5市(以下「附家老関係5市」という。)は、徳川御三家附家老サミット開催にあわせ、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、附家老関係5市の市域で大規模災害が発生した場合に、相互に応援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 全各号に掲げるもののほか、特に必要があると附家老関係5市が認めたもの

(応援要請の担当部署)

第3条 附家老関係5市は、あらかじめ応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにした文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所及びその経路
- (3) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (4) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (5) 必要とする職員の職種別人員及び派遣時期
- (6) その他応援を必要とする事項

(自主的応援)

第5条 附家老関係5市は、協定の相手方に災害が発生し応援の必要があると認めるときは、前条の応援要請を待たずに自主的に応援することができる。

- 2 前項に規定する自主的応援の内容は、第2条第1号から第4号までに定める内容のうち、応援を行う市が必要と認めるものとする。
- 3 自主的に応援を開始した後に前条に規定する応援要請を受けたときは、前項の規定にかかわらず、当該応援要請に応じた応援を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費 応援を行う市の負担
 - (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費 応援を受ける市の負担
- 2 応援を行った市は、応援を受けた市が前項第2号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市から申し出があった場合は、一時その費用を立替支弁するものとする。

(情報の交換)

第7条 附家老関係5市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要に応じ情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、附家老関係5市が署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年11月7日

愛知県犬山市長 岐阜県海津市長 和歌山県田辺市長 和歌山県新宮市長 茨城県高萩市長

災害応急対策活動の相互応援に関する協定

(兵庫県丹波篠山市(旧 篠山市))

お城が取り持つご縁により、愛知県犬山市(以下「甲」という。)と兵庫県篠山市(以下「乙」という。)とは、大規模災害に備え、災害応急対策活動の相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の区域内で災害が発生した場合において、甲及び乙が相互に応援し、その応急対策活動を円滑に遂行することを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害のほか、甲及び乙の市長が特に必要があると認める事案をいう。

(相互応援)

第3条 甲及び乙は、その区域内に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

(連絡担当部局)

第4条 甲及び乙は、相互の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにするとともに、災害の発生に備え、地域防災計画その他必要な情報の交換を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 甲及び乙は、応援を要請しようとするときは、法令その他の特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにしなければならない。

2 前項の応援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の食糧その他生活用品の提供
- (2) 被災者の応急救助に係る職員の派遣及び施設の利用
- (3) 診療、検病、感染症患者の入院の勧告又は措置及び消毒作業のための職員の応援及び施設の利用並びに医療品等の提供
- (4) 災害復旧に係る土木職員及び建築技術職員の応援並びに資材の提供
- (5) 清掃及びし尿処理作業に係る職員の応援並びに器具及び車両の提供
- (6) 水道工事及び給水作業に係る職員の応援並びに器具及び車両の提供
- (7) 通信施設及び輸送機関の確保及び復旧に係る職員の応援並びに器具及び車両の提供
- (8) 被災者の一時受入れのための施設の提供
- (9) 被災した児童、生徒等の一時的な受入れ
- (10) ボランティアの斡旋
- (11) その他応急対策活動に必要な事項

(緊急応援)

第6条 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、甲及び乙の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要する場合で、前条の要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、当該要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市(以下「応援市」という。)は、応援を開始する旨を応援を受ける側の市(以下「被応援市」という。)へ連絡するものとする。

(応援の履行)

第7条 応援市は、第5条の応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第8条 応援のため派遣された職員(以下「応援職員」という。)は、被応援市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費等の負担)

第9条 応援に必要な経費については、法令その他の特別な定めがある場合を除くほか、次に掲げる方法により処理するものとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費については、応援市の負担とする。
- (2) 応援に必要な燃料及び機器資材の補給並びに応援職員への給食は、被応援市の負担とする。
- (3) 応援活動に従事した応援職員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市の負担とする。
- (4) 応援職員が応援中に第三者に損害を与えた場合は、被応援市がその損害を賠償する。ただし、応援職員の重大な過失により第三者に損害を与えた場合及び応援市と被応援市との往復において第三者に損害を与えた場合は、応援市がその損害を賠償する。
- (5) その他前各号に該当しない費用については、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。
- (6) 応援市は、被応援市から要請があった場合には、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(補則)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の市長記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月17日

愛知県犬山市長 田中志典

兵庫県篠山市長 酒井隆明

全国鵜飼サミット関連自治体による災害時における相互応援に関する協定書 (鵜飼サミット8市)

鵜飼サミット関連自治体（以下「協定市」という。）は、いずれかの協定市において大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災した協定市（以下「被災市」という。）の要請による災害応急対策及び災害復旧等に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域において大規模な災害が発生し、被災市が単独では十分な応急対策等が実施できない場合に、被災市の要請により被災市を応援する協定市（以下「応援市」という。）が実施する応援業務が円滑に実施できるよう、相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、誠意をもって被災市からの応援要請に応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市が負担するものとする。ただし、被災市との協議により、応援市が負担することで合意した場合は、この限りでない。

(応援の自主出動)

第6条 被災市以外の協定市は、大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市と連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めたときは、被災市の被害状況を把握するため、速やかに情報収集活動を実施するものとする。

2 前項の情報収集により、被災市の被害が甚大であり応急対策等が必要と判断される場合は、被災市以外の協定市は、第3条の要請を待たずに自主的な応援活動を実施するものとする。ただし、この場合の経費の負担については、第5条の規定を準用する。

(災害補償等)

第7条 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援市が負うものとする。

2 派遣職員が、応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災市への往復途中において生じたものを除き、被災市がその賠償の責務を負うものとする。

(連絡責任者)

第8条 第3条による応援の手続きを、緊急時において確実かつ円滑に行うため、協定市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第9条 協定市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

平成25年10月15日

大洲市長 清水 裕

三次市長 増田 和俊

笛吹市長 倉嶋 清次

岐阜市長 細江 茂光

関市長 尾関 健治

犬山市長 田中 志典

岩国市長 福田 良彦

協定締結者

日立市長 吉成 明

災害時相互応援に関する協定書（日南市）

宮崎県日南市と愛知県犬山市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急対策を実施できない場合に、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう協定市が相互に応援し、かつ協力することについて、次のとおり協定を締結する。

（連絡体制）

第1条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び簡易トイレ等の生活必需品の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋
- (4) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアの斡旋
- (8) ホームページの代理掲載など災害時の情報発信協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話等により速やかに応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあ

っては、物資等の品名、数量等

- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数等
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、協定市は、前条の応援要請を待たずに自主的に緊急応援活動を行うことができる。

3 前項の応援については、被災市から応援の要請があつたものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、被災市と協定市が協議して決定するものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した協定市が一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項、定めのない事項及び疑義が生じた事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各協定市の市長記名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成25年 2月10日

宮崎県日南市長

愛知県犬山市長

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(愛知県下市町村ほか)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあつせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

氏名等省略

愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定（西尾張9市）

（趣旨）

第1条 別表の構成市の欄に掲げる市（以下「西尾張九市」という。）のいずれかの市において大規模な災害が発生し、被災した市独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張九市として被災した市（以下「被災市」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、できるだけ被災市の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市に甚大な災害が発生し、被災市との連絡がとれない

場合は、被災市の状況把握に努め、応援が必要と認めたときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市が負担をするものとする。

(損害賠償等)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市への往復途中に生じたものを除き、被災市がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

第7条 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張九市は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張九市災害対応連絡協議会)

第8条 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張九市災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

第9条 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

第10条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、西尾張九市が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張九市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、各市長署名のうえ各1通を保有する。

平成28年7月7日

愛知県一宮市
一宮市長

愛知県津島市
津島市長

愛知県犬山市
犬山市長

愛知県江南市
江南市長

愛知県稲沢市
稲沢市長

愛知県岩倉市
岩倉市長

愛知県愛西市
愛西市長

愛知県弥富市
弥富市長

愛知県あま市
あま市長

別表（第1条、第9条関係）

構成市	担当部署
一宮市	総務部 行政課危機管理室
津島市	市長公室 危機管理課
犬山市	市民部 地域安全課
江南市	危機管理室 防災安全課
稲沢市	総務部 危機管理課
岩倉市	総務部 危機管理課
愛西市	市民協働部 防災安全課
弥富市	総務部 危機管理課
あま市	総務部 安全安心課

（市制施行順）

災害時における応急給水及び復旧工事等の協力に関する協定書 (犬山市指定水道工事店協同組合)

この協定は、犬山市地域防災計画及び犬山市国民保護計画並びに犬山市水道事業地震防災応急対策要綱に定める災害時において、速やかに応急給水及び復旧工事等を実施するため、犬山市水道事業(以下「甲」という。)と犬山市指定水道工事店協同組合(以下「乙」という。)との協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害水道施設の復旧工事等(以下「災害時における業務」という。)を円滑に実施することを目的とする。

(協力要請等)

第2条 甲は、災害時における業務の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 甲は、乙に前項の要請をするときは、復旧工事協力要請書(第1号様式)により措置内容を明示するものとし、乙はこれに従い災害時における業務を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、速やかに復旧工事協力要請書を交付するものとする。

(業務の指示)

第3条 災害時における業務の指示は、当該業務を管轄する市職員が行い、乙はその指示に従うものとする。

2 市職員が現地に派遣されていないときは、乙は自ら要請された災害時における業務を実施するものとする。

(業務完了の報告)

第4条 乙は、災害時における業務が完了したときは、直ちに当該業務を管轄する市職員に復旧工事完了届(第2号様式)を提出するものとする。

(費用の請求及び支払)

第5条 乙は災害時における業務完了後、速やかに当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認した後、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第6条 災害時における業務の実施にあたり、乙が第三者に損害を与えた場合は、甲の責に帰すべき事由により生じたものを除いて、乙が負担するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(施行年月日)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名・押印の上各自1通を保有する。

平成19年 3月28日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市水道事業
犬山市長 田中志典

乙 犬山市大字塔野地字長見115番地2
(社)犬山市指定水道工事店協同組合
理事長 井川光雄

災害時の応急対策の協力に関する基本協定書 (愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

犬山市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）は、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置（以下「応急対策」という。）の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この協定は、犬山市防災計画に基づき、犬山市の地域における応急対策について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 犬山市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 犬山市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における犬山市管理公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める業務

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に応援の養成を行うに当たっては応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第6条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（名簿等の提出）

第8条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要な事項

（資料の交換）

第9条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(有効期間)

第10条 協定の有効期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定の期間満了日の1月前までに甲又は乙から異議申し立てがないときは、その期間を引き続き1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年8月3日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 田中志典

乙 名古屋市中区葵一丁目27番32号
社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 吉田章
一宮統轄支所長
理事 加納寛爾

災害時における応急対策業務に関する協定書（防災協力会）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に速やかに応急対策業務（以下「災害応急対策業務」という。）を行うため、犬山市（以下「甲」という。）と犬山市防災協力会（以下「乙」という。）との協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲のみでは十分な災害応急対策業務を実施することが困難と認められる場合は、乙に対し災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（建設資機材等の提供）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の事由がない限り、速やかに甲に対し建設資機材、労力等を提供するものとする。

（費用の負担）

第4条 前条の規定による乙の提供に要した費用は、甲が負担する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了日1ヶ月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年12月28日

甲

犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長

乙

犬山市大字五郎丸字万願寺7番地
犬山市防災協力会
代表者 会長

災害時における応急対策業務に関する協定に関する覚書（防災協力会）

犬山市（以下「甲」という。）と犬山市防災協力会（以下「乙」という。）は、平成24年12月28日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における応急対策業務に関する協定」（以下「協定」という。）第5条第2項の規定に基づき、災害応急対策業務の実施に関して次のとおり定めるものとする。

（業務の内容）

第1条 甲が乙に協力を要請する業務は、道路、河川、ため池等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。

（出動の要請）

第2条 甲は、乙に対し、業務内容、日時及び場所を指定して文書又は口頭により建設資機材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、犬山市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、乙は、甲の出動要請を待つことなく直ちに市内を巡視し、必要に応じ業務を開始するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、協定に基づく出動要請があったときは、建設資機材等を甲の指定する場所へ出動させ、業務を実施するものとする。

2 乙は、出動した時は、速やかに現場責任者の氏名、出動人員、出動した時刻及び建設資機材等を出動報告（様式第1）に記入し、甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第4条 業務の指示は、甲が行い、乙は、その指示に従うものとする。

2 災害現場に甲が派遣されていない場合は、乙は、自ら指示事項に従い業務を行うものとする。

（業務完了の報告）

第5条 乙は、業務が終了した時は、直ちに甲に報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、速やかに完了報告書（様式第2）を甲に提出し、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（建設資機材等の報告）

第7条 乙は、あらかじめ乙に属する会員が保有する災害時に提供できる建設資機材等の数量を把握するため、毎年4月に甲へ報告するものとする。

2 乙は前項の建設資機材等に著しい変化があったとき又は甲の要求があったときは、保有状況を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡窓口）

第8条 第1条に規定する業務を速やかに行うため、甲及び乙の連絡責任者を次のとおりとする。

(甲) 犬山市生活環境部防災安全課課長

(乙) 犬山市防災協力会会長

（会員名簿等の提出）

第9条 乙は、乙に属する会員の名簿及び災害時における会員の連絡体系図を作成し、毎年4月に甲へ提出するものとする。また、会員に異動があった場合は、随時報告するものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及び解釈について疑義を生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

この覚書の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成24年12月28日

甲

犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長

乙

犬山市大字五郎丸字万願寺7番地
犬山市防災協力会
代表者 会長

災害時における応急対策業務に関する協定書

(犬山市アメニティ協会)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に応急対策すべき業務（以下「災害時応急対策業務」という。）を行うため、犬山市（以下「甲」という。）と犬山市アメニティ協会（以下「乙」という。）との協力体制について必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生、又は発生のおそれがあると認められる場合は、乙に対し災害時応急対策業務の協力を要請することができる。

(車両、資機材等の提供)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の事由がない限り、速やかに甲に対し、車両、資機材、労力等を提供するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の規定による乙が提供に要した費用は、甲が負担する。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙双方が協議して別に定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、締結日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間の満了日1ヶ月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成27年 4月 1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

代表者 犬山市長

乙 犬山市大字富岡字小野洞1097番地76

犬山市アメニティ協会

理事長

災害時における応急対策等の協力に関する協定 (一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)

犬山市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行なうため、必要な手続き等について定めるものとする。

(協力)

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害協力要請書（様式第1）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行なうものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務実施報告書（様式第2）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては防災担当課長の職にあたる者を、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会〇〇地域△△地区本部長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らして

はならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号
COMS虎ノ門6階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山下 裕史

様式第1

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

市
市長

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力方を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

様式第2

年 月 日

市
市長 様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山 下 裕 史 印

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

災害時における緊急通行妨害車両等の排除に関する協定書

(アイチレッカー)

犬山市(以下「甲」という。)と株式会社アイチレッカー(以下「乙」という。)は、市内において地震、暴風、洪水、その他の大規模災害の発生により、災害対策本部が設置される災害(以下「災害時」という。)において、災害応急対策として実施する緊急通行車両等の通行の妨害となる車両その他物件の排除業務(以下「車両等排除業務」という。)の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時において、緊急通行車両等の通路を確保するために、乙の協力を得る必要があるときには、乙に対し、車両等の排除について協力を要請することができる。

(要請方法)

第2条 前条の規定による要請は、次の事項を記載した文書で行う。ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに災害時協力要請書(様式第1)を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の場所、路線、種別及び台数等
- (3) 現場責任者の職名及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

(業務範囲)

第3条 乙は、第1条の規定による要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等で実施可能な範囲内で車両等排除業務を行うものとする。

(費用負担)

第4条 車両等排除業務の経費については、乙の負担とする。ただし、燃料費は、甲の負担とする。

(状況報告)

第5条 乙は、第1条の要請に基づく車両等排除業務が完了したときは、措置状況について甲に報告するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定めた事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和 2年 月 日

(甲) 愛知県大字犬山字東畑36番地
犬山市

代表者 犬山市長 山田 拓郎

(乙) 愛知県江南市和田町本郷2

株式会社アイチレッカー

(全国車載車・レッカー事業協同組合加盟)

代表取締役 山之城 喜朗

災害協力に関する協定書（犬山瓦斯株式会社）

（趣旨）

第1条 この協定は、犬山市地域防災計画に基づき、災害時に速やかな応急対策を行うため、犬山市（以下「甲」という。）と犬山瓦斯株式会社（以下「乙」という。）との間において災害時の協力体制について必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第1章第2条第1号に定める災害をいう。

（協力の種類）

第3条 この協定に基づき乙が実施する協力の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 都市ガス導管及び整圧器等の被害状況報告
- （2） 応急対応措置及び復旧活動状況報告
- （3） 避難所等への燃焼器具（カセットコンロ等）の提供
- （4） その他被害情報の提供

（協力の要請）

第4条 甲は、応急対策を行うため、乙の協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 協力の種類
- （3） 協力の具体的な内容及び必要数量
- （4） 協力を希望する期間

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに協力の実施をするものとする。ただし、特別な事情により協力できない場合は、その旨を電話等により連絡するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により協力に要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への派遣）

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部に要員を派遣するものとする。ただし、乙の被害状況等により派遣が困難な場合は、その旨を電話等により連絡するものとする。

（災害情報等連絡体制の整備）

第8条 甲及び乙は、第3条に掲げる事項を迅速かつ正確に実施するため、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(資器材の整備)

第9条 乙は、災害協力に必要な資器材の充実と、対策要員の確保に努めるものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は甲から防災訓練等への要請があった場合には積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から適用する。

2 協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。

3 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとする。

(協 議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和3年8月27日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬 山 市

代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市大字犬山字中野2番地

犬山瓦斯株式会社

代表者 代表取締役社長 加藤 光弘

災害時における応急対策用資機材に関する協定書

(レンテック大敬株式会社)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に犬山市地域防災計画に基づき速やかに応急対策を行うため、犬山市（以下「甲」という。）とレンテック大敬株式会社（以下「乙」という。）との間において災害時の応急対策用資機材の賃貸について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものという。

- (1) 地震、台風、大規模火災等の大規模災害
- (2) 航空機事故、毒劇物事故、多重衝突事故等の集団的な救急又は救助を必要とする事故
- (3) その他甲が応急対策用資機材の賃貸を必要とする事故

(資機材の種類)

第3条 この協定に基づき乙が賃貸する資機材は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助活動、復旧活動等に使用する建設用重機及び電動ハンマー等の機械工具
- (2) 避難所等で使用するハウス、テント、トイレ、発電機、照明器具等の生活関連資機材
- (3) 台風等の風水害時に使用する土木機械及び水中ポンプ等の機械器具
- (4) 救援物資等を搬送するトラック及びダンプカー
- (5) その他災害時に必要とする資機材

(要請)

第4条 甲は、前条に掲げる資機材の借用をしようとする場合は、乙に対して別に定める要請書によりファクシミリ、電話等で要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、甲の要請に対応できるよう最善の努力をするものとする。ただし、特別な事情により対応できない場合は、その旨を連絡するものとする。

(引渡し)

第5条 乙は、甲又は甲の発行する身分証明書を所持する者で、かつ、前条第1項の要請書を所持する者に、資機材を引き渡すものとする。

2 甲は、乙の定めるレンタル取引基本契約事項及びレンタカー貸渡し約款を遵守するものとする。

3 甲は、乙から建設用重機等の取扱い資格を必要とする資機材を借り受ける場合は、当該建設用重機等を操作することができる有資格者に操作させな

ればならない。

(賃貸料の支払い)

第6条 乙が甲に貸し出す資機材の賃貸料は、災害発生直前における適正価格とする。

2 甲は、乙の適法な請求書を受理した場合は、速やかに賃貸料を支払うものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、第4条に掲げる事項を迅速かつ正確に実施するため、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第8条 応急対策用資機材の賃貸借の実施に関し必要な事項は、別添の「災害時における応急対策用資機材に関する実施細目」のとおりとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から3年とする。

2 前項の期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも異議の申立てがないときは、さらに3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定の解釈に疑義を生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保管する。

令和3年8月25日

甲

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙

豊橋市大岩町字岩田11番地1

レンテック大敬株式会社

代表取締役 嵩 明美

災害時における応急対策用資機材に関する実施細目

災害時における応急対策用資機材に関する協定に運用は、次による。

1 連絡体制の整備

協定第4条の要請を速やかに行うため、甲、乙の連絡責任者を毎年度初めに定めておくものとする。なお、年度途中に変更があったときは、速やかにその旨を連絡するものとする。

2 要請の様式

協定第4条の規定により、甲が乙に資機材の賃貸を要請するときに使用する要請書は、別記様式による。

3 賃貸料の支払方法

協定第6条第2項の賃貸料は、賃貸の期間が1月以内の場合はその期間が終了した後に、1月を超える場合は毎月末日を締日とする1月ごとに支払うものとする。

別記様式

応急対策用資機材要請書

資機材名	数量	借用（予定）期間

上記資機材を借用したく、要請します。

年 月 日

犬山市長

印

災害時における復旧支援協力に関する協定 (公益社団法人日本下水道管路管理業協会)

犬山市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道及び農業集落排水の管路施設（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道の管路施設では、下水道法第15条の2の規定に基づいた協定とし、農業集落排水の管路施設では、下水道法第15条の2の規定に準じて取り扱うものとする。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

(1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

(2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は犬山市都市整備部下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部愛知県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、支援出動した乙の会員に提供するものとする。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 支援出動した乙の会員は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、甲から提

供を受けた電子データを適切に破棄しなければならない。

4 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項、第2項及び第3項を準用する。

(広域被災)

第6条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和5年3月31日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 原 欣 伸 ㊟

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健司 ㊟

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(愛知県下市町村ほか)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

氏名等省略

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

(一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会)

犬山市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は風水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）並びに適正処理困難物（アスベストを含有する廃棄物、ポリ塩化ビフェニル廃棄物、消火器等適正処理が困難な廃棄物）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項
(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年6月26日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市

代表者 犬山市長 _____

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 _____

尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書

(尾張部の清掃工場を保有する9市1町)

(目的)

第1条 この協定書は、尾張部清掃工場連絡会議に所属するもの（以下「会員」という。）のごみ処理施設が、災害及び事故並びに施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、各会員間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、ごみ処理施設の円滑な運営と処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互応援の範囲)

第2条 相互応援体制は、応援を要請する会員（以下「要請会員」という。）と要請を受け応援を実施する会員（以下「応援会員」という。）の間で双方の条件等の合意が整った場合とする。

2 相互応援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害及び事故により、ごみ処理施設による処理が不能になった場合
- (2) ごみ処理施設の改修等に伴い長期間にわたり施設の運転を停止する必要がある場合

(応援の責務)

第3条 応援の依頼があった場合は、特別の事情がない限り応援を行うものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請会員の首長が応援会員の首長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理由
- (2) ごみの種類、1日当りの量及び期間
- (3) 連絡責任者

(4) その他必要とする事項

(受入条件の遵守)

第5条 要請会員は、応援会員の受入条件を遵守しなければならない。

2 受入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、受諾を拒むことができる。

(管理)

第6条 要請会員は、応援会員管理の施設内で応援会員の指示があつた場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 ごみ処理に伴う経費の負担は、要請会員と応援会員との協議によるものとする。

(疑義)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

(廃止)

第10条 この協定の締結に伴い、平成21年5月1日から適用の「ごみ処理相互応援に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、各会員記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年4月1日

春日井市長

伊藤

太



稲沢市長

大野紀

明



江南丹羽環境管理組合管理者

大口町長

鈴木雅

博



尾張東部衛生組合管理者

瀬戸市長

伊藤保

徳



尾三衛生組合管理者

日進市長

萩野幸

三



小牧岩倉衛生組合管理者

小牧市長

山下

史守朗



犬山市長

山田 拓郎



海部地区環境事務組合管理者

あま市長

村上 浩司



一宮市長

中野 正康



名古屋市長

河村 たかし



災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定書

(有限会社犬山衛生管理組合)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が有限会社犬山衛生管理組合（以下「乙」という。）に災害時におけるし尿汲み取り及び収集運搬（以下「し尿汲み取り等」という。）に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 災害時に甲が開設する避難所等のし尿汲み取り等を行うこととする。
- (2) 前号に定めるもののほか、し尿汲み取り等に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) し尿汲み取りを行う場所
- (3) し尿の搬入先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市大字羽黒字井島1番地59
有限会社 犬山衛生管理組合
代表取締役 加藤 浩二

災害時における し尿汲み取り等に関する協力要請書

有限会社犬山衛生管理組合 様

犬山市長

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力を要請します。

要請の内容	
し尿汲み取りを行う場所	
し尿の搬入先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における し尿汲み取り等に関する協力実施報告書

犬山市長

様

会社名

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力業務を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車輛及び時間	
協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定書（合資会社犬山衛生社）

（趣旨）

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が合資会社犬山衛生社（以下「乙」という。）に災害時におけるし尿汲み取り及び収集運搬（以下「し尿汲み取り等」という。）に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 災害時に甲が開設する避難所等のし尿汲み取り等を行うこととする。
- (2) 前号に定めるもののほか、し尿汲み取り等に関し必要な事項

（情報の共有）

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて提供するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) し尿汲み取りを行う場所
- (3) し尿の搬入先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間

- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市天神町5丁目25番地
合資会社 犬山衛生社
代表社員 水谷 潤一

災害時における し尿汲み取り等に関する協力要請書

合資会社犬山衛生社 様

犬山市長

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力を要請します。

要請の内容	
し尿汲み取りを行う場所	
し尿の搬入先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における し尿汲み取り等に関する協力実施報告書

犬山市長

様

会社名

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力業務を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車輛及び時間	
協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定書

(株式会社東海SUNKEY)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が株式会社東海SUNKEY（以下「乙」という。）に災害時におけるし尿汲み取り及び収集運搬（以下「し尿汲み取り等」という。）に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 災害時に甲が開設する避難所等のし尿汲み取り等を行うこととする。
- (2) 前号に定めるもののほか、し尿汲み取り等に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) し尿汲み取りを行う場所
- (3) し尿の搬入先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 愛知県犬山市中山町二丁目37番地
株式会社 東海 SUNKEY
代表取締役 田中 秀樹

災害時における し尿汲み取り等に関する協力要請書

株式会社東海 SUNKEY 様

犬山市長

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力を要請します。

要請の内容	
し尿汲み取りを行う場所	
し尿の搬入先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における し尿汲み取り等に関する協力実施報告書

犬山市長

様

会社名

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力業務を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車輛及び時間	
協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市

部

課

電話：

)

災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定書（サニター株式会社）

（趣旨）

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）がサニター株式会社（以下「乙」という。）に災害時におけるし尿汲み取り及び収集運搬（以下「し尿汲み取り等」という。）に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 災害時に甲が開設する避難所等のし尿汲み取り等を行うこととする。
- (2) 前号に定めるもののほか、し尿汲み取り等に関し必要な事項

（情報の共有）

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて提供するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) し尿汲み取りを行う場所
- (3) し尿の搬入先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間

- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
代表者 犬山市長 山 田 拓 郎

乙 名古屋市中区千代田五丁目12番23号
サニター株式会社
代表取締役 水野 あかね

災害時における し尿汲み取り等に関する協力要請書

サニター株式会社 様

犬山市長

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力を要請します。

要請の内容	
し尿汲み取りを行う場所	
し尿の搬入先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における し尿汲み取り等に関する協力実施報告書

犬山市長

様

会社名

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力業務を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車輛及び時間	
協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時におけるし尿汲み取り等に関する協定書（輪栄工業株式会社）

（趣旨）

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が輪栄工業株式会社（以下「乙」という。）に災害時におけるし尿汲み取り及び収集運搬（以下「し尿汲み取り等」という。）に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 災害時に甲が開設する避難所等のし尿汲み取り等を行うこととする。
- (2) 前号に定めるもののほか、し尿汲み取り等に関し必要な事項

（情報の共有）

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて提供するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力するものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) し尿汲み取りを行う場所
- (3) し尿の搬入先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、口頭により協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行うものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

（実施の報告）

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時におけるし尿汲み取り等に関する協

力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 名古屋市中区新栄二丁目20番7号
輪栄工業株式会社
代表取締役 鬼頭 丈次

災害時における し尿汲み取り等に関する協力要請書

輪栄工業株式会社 様

犬山市長

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力を要請します。

要請の内容	
し尿汲み取りを行う場所	
し尿の搬入先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

様式第 2 (6 条関係)

年 月 日

災害時における し尿汲み取り等に関する協力実施報告書

犬山市長

様

会社名

⑩

災害時における し尿汲み取り等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり し尿汲み取り等の協力業務を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車輛及び時間	
協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

(合資会社犬山衛生社)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が合資会社犬山衛生社（以下「乙」という。）に災害時における廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した収集場所から積み下ろし場所へ災害廃棄物を収集運搬すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力をするものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 収集場所及び収集品目
- (3) 収集した廃棄物の積み下ろし先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する

る協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
代表者 犬山市長 山 田 拓 郎

乙 犬山市天神町5丁目25番地
合資会社 犬山衛生社
代表社員 水谷 潤一

様式第 1 (4 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書

合資会社犬山衛生社 様

犬山市長

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等の協力を要請します。

要請の内容	
収集場所及び収集品目	
収集した廃棄物の積み下ろし先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

様式第 2 (6 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協力実施報告書

犬山市長

様

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車 輛及び時間	
協力業務における搬入日及び 搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

(株式会社東海SUNKEY)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が株式会社東海SUNKEY（以下「乙」という。）に災害時における廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した収集場所から積み下ろし場所へ災害廃棄物を収集運搬すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力をするものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 収集場所及び収集品目
- (3) 収集した廃棄物の積み下ろし先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 愛知県犬山市中山町二丁目37番地
株式会社 東海 SUNKEY

代表取締役 田中 秀樹

様式第 1 (4 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書

株式会社東海SUNKEY 様

犬山市長

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等の協力を要請します。

要請の内容	
収集場所及び収集品目	
収集した廃棄物の積み下ろし先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

様式第 2 (6 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協力実施報告書

犬山市長

様

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車 輛及び時間	
協力業務における搬入日及び 搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

(有限会社犬山衛生管理組合)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が有限会社犬山衛生管理組合（以下「乙」という。）に災害時における廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した収集場所から積み下ろし場所へ災害廃棄物を収集運搬すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力をするものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 収集場所及び収集品目
- (3) 収集した廃棄物の積み下ろし先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市大字羽黒字井島1番地59
有限会社 犬山衛生管理組合

代表取締役 加藤 浩二

様式第 1 (4 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書

有限会社犬山衛生管理組合 様

犬山市長

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等の協力を要請します。

要請の内容	
収集場所及び収集品目	
収集した廃棄物の積み下ろし先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

様式第 2 (6 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協力実施報告書

犬山市長

様

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車 輛及び時間	
協力業務における搬入日及び 搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

(J P 資源株式会社中部事業部犬山事業所)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が J P 資源株式会社（以下「乙」という。）に災害時における廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した収集場所から積み下ろし場所へ災害廃棄物を収集運搬すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力をするものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 収集場所及び収集品目
- (3) 収集した廃棄物の積み下ろし先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

（損害賠償）

第7条 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

（災害補償）

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 愛知県犬山市字二夕俣1番6
J P資源株式会社

中部事業部 犬山事業所
取締役事業部長 長谷部 晴彦

様式第 1 (4 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書

J P 資源株式会社 様

犬山市長

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等の協力を要請します。

要請の内容	
収集場所及び収集品目	
収集した廃棄物の積み下ろし先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

様式第 2 (6 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協力実施報告書

犬山市長

様

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車 輛及び時間	
協力業務における搬入日及び 搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書

(有限会社江南紙原料)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が有限会社江南紙原料（以下「乙」という。）に災害時における廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した収集場所から積み下ろし場所へ災害廃棄物を収集運搬すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力をするものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 収集場所及び収集品目
- (3) 収集した廃棄物の積み下ろし先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 一宮市常願通6丁目6番地の3
有限会社 江南紙原料
代表取締役 國本 文一

様式第 1 (4 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書

有限会社江南紙原料 様

犬山市長

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等の協力を要請します。

要請の内容	
収集場所及び収集品目	
収集した廃棄物の積み下ろし先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協力実施報告書

犬山市長

様

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車 輛及び時間	
協力業務における搬入日及び 搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定書 (株式会社愛北リサイクル)

(趣旨)

第1条 この協定は、犬山市（以下「甲」という。）が株式会社愛北リサイクル（以下「乙」という。）に災害時における廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の収集運搬に関する協力を求めるため必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 この協定における協力とは、次の各号で掲げるものとする。

- (1) 甲が指定した収集場所から積み下ろし場所へ災害廃棄物を収集運搬すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、その他災害廃棄物の収集運搬に関し必要な事項

(情報の共有)

第3条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、必要に応じて発災後の道路状況、避難所及び処理場等の情報を必要に応じて乙に提供するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、災害状況から必要に応じ、乙に協力を要請するものとする。また、乙は可能な限り要請に協力をするものとする。

2 前項の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書（様式第1）（以下「要請書」という。）により乙に通知するものとする。

- (1) 要請の内容
- (2) 収集場所及び収集品目
- (3) 収集した廃棄物の積み下ろし先
- (4) その他必要な事項

3 前項の規定に関わらず、甲は緊急を要する場合には、乙に口頭で協力を要請することができる。この場合において、甲は、緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書を乙に交付しなければならない。

(協力の実施)

第5条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、速やかに、要請した業務（以下「協力業務」という。）を行なうものとする。

2 乙は、協力業務を実施するにあたっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(実施の報告)

第6条 乙は、第4条の規定により実施した協力業務について毎月整理し、翌月に甲へ提出する。

2 前項に掲げる報告は、次に掲げる事項を災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力実施報告書（様式第2）により甲に報告するものとする。

- (1) 協力業務に従事した人員、車輛及び時間
- (2) 協力業務における搬入日及び搬入先ごとの収集運搬量
- (3) 協力業務に従事した期間
- (4) その他必要な事項

(損害賠償)

第7条 甲は、甲の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合は、乙に対して当該損害を賠償する。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、速やかに甲に報告するとともに、当該損害を賠償するものとする。

(災害補償)

第8条 協力業務に従事した者が、業務で負った災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の補償給付によるものとする。

(費用の負担)

第9条 第4条の要請に基づき実施した協力業務の遂行に掛かった費用については、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 7月18日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙

様式第 1 (4 条関係)

年 月 日

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協力要請書

株式会社愛北リサイクル 様

犬山市長

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等の協力を要請します。

要請の内容	
収集場所及び収集品目	
収集した廃棄物の積み下ろし先	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害時における廃棄物の収集運搬に関する協力実施報告書

犬山市長

様

⑩

災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり
廃棄物の収集運搬等を実施しましたので報告します。

協力業務に従事した人員、車 輛及び時間	
協力業務における搬入日及び 搬入先ごとの収集運搬量	
協力業務に従事した期間	
その他必要な事項	

(担当：犬山市 部 課 電話：)

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書 (大栄環境ホールディングス株式会社)

犬山市（以下「甲」という。）と大栄環境ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「地震等災害」という。）及び不測の事態（甲及び甲の関連する処理施設の故障等により、廃棄物の処理が困難となった状態をいう。）が発生した場合において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）の処理を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定書は、犬山市において地震等災害及び不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、地震等災害及び不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲が、乙に協力を要請する範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物等の収集運搬
- (3) 災害廃棄物等の処分
- (4) 災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- (5) 前各号に掲げる事業の実施に伴い必要な事業

(災害廃棄物等の処理の実施)

第3条 乙は、甲からの要請があったときは、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(定期協議)

第4条 甲と乙は、本協定の内容確認及び情報交換を目的として、毎年度1回以上次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害及び不測の事態に関すること。
- (2) 協力要請の手続き及び手順に関すること。
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な種類及び数量に関すること。
- (4) 災害廃棄物等の撤去及び積込作業に関すること。

- (5) 災害廃棄物等の収集運搬に関すること。
- (6) 災害廃棄物等の処分に関すること。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか必要な事項
(契約書の締結)

第5条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(被災した他の市町村及び都道府県への応援)

第7条 甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が甲の協力要請を正当な理由がなく協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与す

るなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(有効期間)

第10条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(定めのない事項の取扱い)

第11条 本協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲と乙で協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月30日

甲 住所 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
名称 犬山市
氏名 代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 住所 神戸市東灘区向洋町東二丁目 2 番 4
名称 大栄環境ホールディングス株式会社
氏名 代表取締役 金子 文雄

災害時等の焼却灰・飛灰の運搬及び処分に関する基本協定書

(グリーンフィル小坂株式会社・DOWA通運株式会社

・濃飛倉庫運輸株式会社・日本貨物鉄道株式会社)

犬山市(以下「甲」という。)とグリーンフィル小坂株式会社(以下「乙」という。)、DOWA通運株式会社(以下「丙」という。)、濃飛倉庫運輸株式会社(以下「丁」という。)、及び日本貨物鉄道株式会社(以下「戊」という。)は、地震等災害(地震、風水害その他特殊な災害をいう。)が発生した場合において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった焼却灰及び飛灰の処理(以下「灰類の処理」という。)を円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定書は、甲において地震等災害が発生した場合における灰類の処理に関し、甲が乙、丙、丁及び戊(以下「乙等」という。)に協力を要請するに当たって必要な事項を定めることで、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲が乙等に協力を要請する範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 最終処分：乙
- (2) 運搬業務：丙、丁、戊

(灰類等の処理の実施)

第3条 乙等は、甲からの要請があったときは、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する灰類の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙等は、灰類の処理に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

(個別契約書の締結)

第4条 本協定書に基づき、甲が灰類の処理を乙等に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条に規定する要請に基づき、乙等が実施した灰類の処理に要した費用については、甲と乙等で協議の上決定するものとする。

(甲の解除権)

第6条 甲は、乙等が甲の協力要請を正当な理由がなく協力しなかった場合又は甲の規定する要件を乙等が満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第7条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙等の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）
 - (2) 乙等の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙等に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙等に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第8条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊いずれからも書面による解除の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（定めのない事項の取扱い）

第9条 本協定書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲及び乙等で協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を5通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年10月30日

- 甲 住所 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
名称 犬山市
氏名 代表者 犬山市長 山田 拓郎
- 乙 住所 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部 60 番地 1
名称 グリーンフィル小坂株式会社
氏名 代表取締役 小笠原 滋
- 丙 住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字中田 69 番地 1
名称 DOWA通運株式会社
氏名 代表取締役 尚原 勝広
- 丁 住所 岐阜県岐阜市橋本町二丁目 20 番地
名称 濃飛倉庫運輸株式会社
氏名 取締役社長 尾関 圭司
- 戊 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 33 番 8 号
名称 日本貨物鉄道株式会社
氏名 環境事業部長 前田 望

災害時の医療救護に関する協定書（一般社団法人尾北医師会）

犬山市（以下「甲」という。）と社団法人 尾北医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、犬山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し医師、助産師、看護師、その他必要とする者（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の医療救護所等に医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が医療救護班の派遣を承認したときは当該医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第3条 乙が派遣する医療救護班に係る指示及び医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医療救護）

第4条 医療救護班は、原則として医療救護所等において、医療救護を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 現場で可能な限りの応急処置
- (3) 可能な限りの死体の検案

（医薬品等の供給）

第6条 乙の派遣する医療救護班が使用する医薬品及び診療資器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わる

ような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第8条 乙の派遣する医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の派遣した医療救護班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙における医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等(乙の派遣する医療救護班の携行品を含む)の使用に係る経費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、第2条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した医療救護班の班員が医療救護の実施を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては犬山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第26号)の規定の例により補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほかその都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年3月1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 田中志典

乙 丹羽郡大口町下小口六丁目122番地の2
社団法人 尾北医師会
会長 藤原誠治

災害時の医療救護に関する協定書（尾北薬剤師会）

犬山市（以下「甲」という。）と尾北薬剤師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、犬山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を実施する必要があると認める場合は、乙に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請するものとし、乙は、甲からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

2 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等についての情報収集を行い、その結果医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の避難場所等に薬剤師班を派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定により薬剤師班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が薬剤師班の派遣を承認したときは当該薬剤師班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、避難場所及び医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において医療救護活動を行うものとする。

（指示及び連絡調整）

第4条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係わる指示及び連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

第5条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、乙が供給するものを使用することができる。

（活動記録及び報告）

第7条 乙の派遣する薬剤師班の班長は、医療救護活動に係わる記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第8条 甲の要請に基づき、乙の派遣した薬剤師班の医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要した人件費及び諸経費
- (2) 乙が供給した医薬品等（乙の派遣する薬剤師班の携行品を含む）の経費（扶助金）

第9条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係わる業務災害に対しては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例を参考にして、甲が扶助金を支給するものとする。

（細目）

第10条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年7月15日

甲 犬山市長 田中 志典
乙 尾北薬剤師会 会長 間宮 進

災害時の歯科医療救護に関する協定書（犬山扶桑歯科医師会）

犬山市（以下「甲」という。）と犬山扶桑歯科医師会（以下「乙」という。）との間において、災害時の歯科医療救護に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、犬山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療救護の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定において「災害」とは、災害救助法の適用となるもの、その他地域防災計画に基づき甲が乙に出動を要請する必要を生じさせる規模の災害及び局地的に傷病者が多数発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故、テロ事件等）をいう。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合は、乙に対し歯科衛生士、その他必要とする者（以下「歯科医師等」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項により、甲からの要請を受けたときは、速やかに歯科医師等で構成する班（歯科医療救護班）という。）を編成し、甲の指定する災害現場に設置する救護所、避難所、その他医療救護を必要とする場所（以下「医療救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、災害発生時において甲と連絡が不能の場合その他緊急かつやむを得ない場合、自ら被害状況等について情報収集を行い、その結果歯科医療救護を実施する必要があると認めたときは、乙の判断により前項の医療救護所等に歯科医療救護班を派遣するものとする。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合、速やかに甲にその旨を報告し、甲の承認を得るものとする。この場合において、甲が歯科医療救護班の派遣を承認したときは当該歯科医療救護班の派遣は、甲の要請に基づいて行われたものとみなす。

（指示及び連絡調整）

第3条 乙が派遣する歯科医療救護班に係る指示及び歯科医療救護に関する連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護）

第4条 歯科医療救護班は、原則として医療救護所等において、歯科医療救護活動を実施するものとする。ただし、急迫した事情のある場合で、歯科医療施設に収容して救助を行う必要があるときは、乙は、その会員の歯科医療施設の利用について協力を得られるよう取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科診療を必要とする被災者に対する応急措置
- (2) 医科のトリアージに立ち合い口腔領域等の被災者の早期対応
- (3) 口腔領域等の治療を必要とする被災者に対する応急処置
- (4) 歯科診療記録等による身元確認の協力
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第6条 乙の派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品及び歯科用器材等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合は、当該歯科医療救護班の携行するものを含め、乙が供給するものとする。

2 甲は、医薬品等の供給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第8条 乙の派遣する歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、乙の派遣する歯科医療救護班の班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙の派遣した歯科医療救護班の歯科医療救護活動に要した次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙における歯科医療救護班の派遣に要する経費

(2) 乙が供給した医薬品等(乙の派遣する歯科医療救護班の携行品を含む)の使用に係る経費

(3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用弁償の内容については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(扶助金)

第10条 甲は、第2条第1項又は第2項の規定に基づき乙が派遣した歯科医療救護班の班員が歯科医療救護の実施を行ったことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては犬山市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第26号)の規定の例により補償するものとする。

(細目)

第11条 この協定に定めるほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月までに甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、法令の定めるところによるほかその都度甲乙が協議して定める。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成22年7月15日

甲 犬山市長

田中 志典

乙 犬山扶桑歯科医師会 会長 渡辺 喜則

特定接種の接種体制に関する覚書（一般社団法人尾北医師会）

犬山市、江南市、扶桑町、大口町及び丹羽広域事務組合（以下「甲」という。）と一般社団法人尾北医師会（以下、「乙」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条の規定に基づき実施される特定接種の接種体制に関して、下記の事項について合意したので、ここに覚書を締結する。

この場合、乙は、一般社団法人尾北医師会の会員たる医師の代理人としての資格を有するものとする。

記

接種実施機関である乙は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 6 条の規定に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）の別添の（2）に定める職務に従事する甲の職員等の特定接種を行うこと。

以上

以上の合意の証として、本書 6 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 28 年 10 月 1 日

甲 犬山市
市長 山田 拓郎

江南市
市長 澤田 和延

扶桑町
町長 千田 勝隆

大口町
町長 鈴木 雅博

丹羽広域事務組合
管理者 鈴木 雅博

乙 一般社団法人 尾北医師会
会長 渡部 敬俊



災害時における動物救護活動に関する協定書 (株式会社犬山動物総合医療センター・中北薬品株式会社)

犬山市（以下「甲」という。）、株式会社犬山動物総合医療センター（以下「乙」という。）及び中北薬品株式会社（以下「丙」という。）は、犬山市内で発生した災害時において、被災した動物や、その飼い主及び飼養管理者（以下「飼い主等」という。）に対して必要な支援を行うために実施する動物救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、犬山市地域防災計画に基づき、災害時に甲、乙及び丙が行う動物救護活動の相互協力に関し、必要な事項を定める。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬、猫等の家庭動物で、被災者が飼育する動物及び被災により逸走・放浪している動物（以下「被災動物」という。）とする。

（相互協力の内容）

第3条 相互協力の内容は、次に掲げる事項とし、甲が必要と認めたときは、甲が乙及び丙に活動を要請し、甲、乙及び丙が連携して活動するものとする。ただし、丙の活動は、第5号及び第6号に限るものとする。

- (1) 負傷した被災動物の応急手当
- (2) 被災動物の保護、管理及び一時的な預かり
- (3) 負傷した被災動物の診療施設への受入
- (4) 被災動物に関する情報の収集及び提供
- (5) 施設、設備及び物資の供給その他必要な災害応急業務
- (6) 地域防災訓練への参加

（要請手続等）

第4条 前条の活動の要請については、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。

ただし、緊急の場合は、電話等により要請を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 活動の内容
- (2) 活動を行う場所
- (3) 活動を行う日時又は期間
- (4) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

2 甲は、前項の規定により活動の要請を行った後に重要な変更が生じたときは、その都度、また、その活動が必要でなくなったときには、速やかに文書により乙及び丙に通知するものとする。

（活動の履行）

第5条 乙及び丙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、可能な限り、誠意を持って必要な活動を実施するものとする。

2 甲、乙及び丙は活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

（活動の終了）

第6条 乙及び丙は活動の必要がなくなると判断したときは、甲と協議して活動を終了するものとする。

2 乙及び丙は、活動を終了したときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 本協定に基づき実施した動物救護活動で使用する備品、飼料、医薬品及びその他必要な資材等の費用については、動物救護活動終了後に、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

なお、被災動物については、原則として、その飼い主等に当該被災動物の飼養管理等に要した経費負担を求めないものとする。

2 乙は、企業等からの寄付物品等を活用することにより、経費の負担を軽減するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第8条 この協定の運用に関する連絡窓口は、甲にあつては犬山市市民部防災交通課、乙にあつては株式会社犬山動物総合医療センター事務局、丙にあつては中北薬品株式会社松軒支店動薬部とする。ただし、甲において、部局の改変等により名称が変更になった場合には、当該業務を引き継いだ担当課が連絡窓口業務を行うものとする。

2 甲は、災害発生時に関係団体等との連絡調整を実施するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の期間は協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲、乙及び丙のいずれかが本協定を更新しない旨の文面による通知をした場合又は甲、乙及び丙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月20日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

乙 愛知県犬山市大字羽黒字大見下29番地
株式会社犬山動物総合医療センター
代表取締役 太田 亟 慈

丙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号
中北薬品株式会社
代表取締役社長 中北 馨 介

愛知県防災行政用無線に関する協定書（愛知県）

愛知県（以下「甲」という。）と **犬山市**（以下「乙」という。）は、風水害、地震その他の災害に際し、災害対策活動に必要な情報の収集、伝達及び一般行政事務に関し円滑な連絡を図るための愛知県防災行政用無線の端末機関（以下「無線局」という。）の運用及び管理について、次のとおり協定する。なお、昭和63年3月1日付けで甲及び乙との間で締結した「協定書」は、廃止する。

（開設場所）

第1条 甲は、乙の区域内の次の場所に無線局を開設するものとする。

- | | | |
|--------|---------------------------|--------------|
| (1) 住所 | 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地 | 犬山市役所 |
| (2) 住所 | 愛知県犬山市大字五郎丸字下前田1番地 | 消防本部 |

（無線局の管理運用）

第2条 乙は、愛知県防災行政用無線局運営規程（昭和49年愛知県訓令第14号。以下「運営規程」という。）及び愛知県防災行政用無線局運営要綱の規程の例により第1条各号に掲げる無線局の運用及び管理を行うものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれ管理する無線設備に係る日常の保守及び定期点検を行うものとする。
- 3 甲は、甲の管理する無線設備を点検等により停止するとき又は当該無線設備に異常を認めるときは乙に通知するものとする。
- 4 乙は、前項と同様の場合、甲に通知するものとする。

（無線管理者等の指名）

第3条 乙は、運営規程第7条及び第8条の規定の例により無線管理者、運用主任者及び通信担当者（以下「無線管理者」という。）を乙の職員の中から指名するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により無線管理者を指名したときは、甲に通知するものとする。

（電波法に基づく事務手続）

第4条 第1条各号に掲げる無線局の変更に係る電波法（昭和25年法律第131号）に基づく申請は、乙が申請書類を作成し、甲に提出するものとする。これに係る費用は、乙が負担するものとする。

（無線設備の変更）

第5条 乙は、第1条各号に掲げる無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月末までに文書により甲と協議をするものとする。

- 2 甲は、第1条各号に掲げる無線局に対向する無線局に係る無線設備を設置する場所を変更しようとするときは、前年度の7月までに文書により乙と協議をするものとする。
- 3 前2項に規定する無線設備を設置する場所の変更に係る費用（対向する無線局に係る無線設備の調整に係る費用を含む。）は、すべて原因者が負担するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲及び乙は、それぞれ管理する無線局の運用及び管理に係る電気料、電話料、消耗品類の購入費その他運用に伴う通常経費を負担するものとする。

（協議）

第7条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成14年12月1日

甲 愛 知 県

愛知県知事 神田真秋



乙 犬山市長 石田芳弘



災害時等における放送に関する協定書（愛知北エフエム放送株式会社）

犬山市（以下「甲」という。）と愛知北エフエム放送株式会社（以下「乙」という。）は、警戒宣言発令時、又は犬山市内において地震及び風水害その他の災害が発生し若しくは発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における放送の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力依頼）

第1条 甲は、災害時等における被害防止又は応急対策を実施する上で、放送を用いて広く市民に伝達する必要があるときに、乙に対して放送の協力を依頼するものとする。

（依頼の手続き）

第2条 甲は、乙に対して、次の事項を明らかにして依頼するものとする。

- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

（放送の実施）

第3条 乙は、甲から依頼された事項に関し、放送事業者としての判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

（連絡体制等）

第4条 第2条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡体制を整えとともに、責任者を置くものとする。

2 前項に変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

3 甲、乙双方は、この協定に基づく放送に関して、毎年8月に具体的な内容を確認するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲が乙に要請する放送について要した費用は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する2ヶ月前までに、甲、又は乙のいずれからも異議がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙捺印の上、各自1通を保管する。

平成19年1月16日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 田中 志典

乙 犬山市大字犬山字西古券5番地
本町式番屋内
愛知北エフエム放送株式会社
代表取締役 高橋 隆治

アマチュア無線による災害時応援協定書 (ARV)

犬山市（以下「甲」という。）と犬山アマチュア無線防災ボランティアサークル（以下「乙」という。）との間において、犬山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定に基づき実施する災害時における情報の収集・伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、犬山市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又はその恐れがある場合において、乙が甲に協力して、情報の収集・伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（通信活動の性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲内において、ボランティア精神に基づき行われるものとする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集・伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 乙は、毎年1回構成員名簿を甲に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（協力の要請等）

第5条 甲は災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集・伝達上必要があると認めるときは、乙及び構成員に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた乙は、速やかに災害情報の収集・伝達に協力するものとする。

（情報の提供）

第6条 構成員は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

（情報収集・伝達訓練）

第7条 甲と乙は、災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年甲の行う訓練に参加するものとする。

（災害補償）

第8条 この協定に基づき情報の収集・伝達に従事した者が当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害救助法適用時は同法の規定に基づき、それ以外の場合にあっては犬山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の規定の例により甲が補償するものとする。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月までに、甲又は乙から何らの意思表示もなされない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して、更に1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議うえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月24日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 田中志典

乙 犬山市大字羽黒字堂ヶ洞12番地の60
犬山アマチュア無線防災ボランティアサークル
代表者 会長 降田博樹

防災行政無線用ファクシミリの使用に関する協定書

(愛知県一宮建設事務所)

愛知県一宮建設事務所（以下「県」という。）では、台風、豪雨、地震等の災害が発生したときまたは発生する恐れがあるときにおいて別紙1に示す「巡視を行う基準」に達した場合、県と防災協定を締結する管内建設業者（以下「協定業者」という。）は、県が管理する公共土木施設の状況確認のため巡視を行い、その開始及び結果報告を県に行うこととしている。

愛知県一宮建設事務所長（以下「所長」という。）と、犬山市長とは、より適切な災害対策活動に資するため、一般通信回線が使用不能または困難となったとき（以下「緊急時」という。）、協定業者が犬山市に配備されている防災行政無線用ファクシミリを使用し、県に報告することに関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、災害発生時など緊急時に、犬山市に配備されている防災行政無線用ファクシミリを使用することにより、県による迅速な情報収集・連絡を行うことを目的とする。

(巡視を行う協定業者)

第2条 緊急時に巡視を行う協定業者及び各協定業者が送信を依頼する防災行政無線用ファクシミリは別紙2のとおりとする。

2 所長は、前項の協定業者に変更が生じた場合には、その都度速やかに犬山市長に通知するものとする。

3 犬山市長は、防災行政無線用ファクシミリの設置窓口等に変更が生じた場合には、その都度速やかに所長に通知するものとする。

(送信の依頼)

第3条 前条の協定業者は、別添に示す指定の腕章の着用及び身分証明書を携帯し、別紙2の窓口へ巡視開始報告書及び巡視結果報告書（以下「報告書」という。）を持参し、送信を依頼する。

2 犬山市長は、依頼を受けた報告書を速やかに県（8-613-1150）へ送信し、送信結果を前項の協定業者に伝達する。

3 ファクシミリによる報告を原則とするが、そのときの状況に応じ防災行政無線を使用した通話による報告に代えることができるものとする。

(訓練の実施)

第4条 所長は、必要に応じて、協定業者による巡視及び一般通信回線が使用できない状況を想定した伝達訓練を実施し、犬山市長はこの訓練に協力するものとする。

(担当者名簿)

第5条 所長及び犬山市長は、相互の連絡窓口を明確にするため毎年度当初に担当者名簿（別紙3）を交換し、緊急時に備えておくものとする。

(協議)

第6条 本協定書に疑義が生じたとき又は本協定書に定めのない事項については、その都度、所長及び犬山市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

平成26年 9月 1日

一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4

愛知県一宮建設事務所長

向井 克之

犬山市大字犬山字東畑36番地

犬 山 市 長

田中 志典



災害時の放送に関する協定書（中部ケーブルネットワーク株式会社）

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、地震・風水害等の災害に関し、防災対策上又は応急対策上必要がある場合に、犬山市（以下「甲」という。）と、中部ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）が協力して市民生活の安定を図るため、放送に関する事項について協定を締結するものとする。

（放送の依頼等）

第2条 甲は、災害が発生し緊急に市民への情報伝達を行う必要がある場合に、乙に対し放送の依頼ができるものとし、乙は甲からの依頼に基づき放送を行うこととする。

2 前項の規定のほか、甲は、災害等の発生の防止又は災害応急対策を実施する上で、乙に対し放送を求めることができる。

3 乙は、甲に対し、前2項の放送に必要な資料の提供を求めることができる。

（連絡体制等）

第3条 前条の放送依頼の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡体制を整えると共に責任者を置くものとする。

2 前項に変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（依頼の手続き）

第4条 甲は、乙に、次の事項を明らかにして放送を依頼するものとする。

- (1) 理由
- (2) 内容
- (3) 希望する日時
- (4) その他必要な事項

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から依頼された事項に関し、放送事業者としての判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して可能な限り放送するものとする。

（Lアラートサービスの利用）

第6条 甲がLアラートサービスで発信済みの情報について、第2条に定める依頼等がない場合でも、乙は自らが運営する放送を通じて伝えることができるものとする。

2 乙が自ら運営する放送を通じて伝えた甲がLアラートサービスで発信済みの情報が、第2条に定める依頼等と同一の内容である場合、第2条に定める依頼等に基づく放送が実施されたものとする。

（放送に対する免責事項）

第7条 甲は、次に掲げる場合について、その責任を乙に問わないものとする。

- (1) 乙の設備等の障害・異常による放送停止
- (2) 乙の設備等の保守・点検による放送停止
- (3) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合による放送停止

（放送料）

第8条 甲が乙に依頼する災害情報等の放送料は、これを無償とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から適用し、1年間とする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも異議の申し立てがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙協議するものとする。

(付則)

第11条 甲乙間で締結した平成17年9月20日付の災害時の放送に関する協定は、本協定の発行を以って失効する。

上記の協定締結の証として本協定書2通を作成し。甲、乙記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成29年5月31日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 春日井市八田町2丁目43番地12
中部ケーブルネットワーク株式会社
春日井局長 荒谷 善紀

災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

犬山市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、犬山市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、犬山市が犬山市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ犬山市の行政機能の低下を軽減させるため、犬山市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、犬山市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1） ヤフーが、犬山市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、犬山市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2） 犬山市が、犬山市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3） 犬山市が、犬山市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4） 犬山市が、災害発生時の犬山市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5） 犬山市が、犬山市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6） 犬山市が、犬山市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 犬山市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、犬山市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく犬山市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

第4条 ヤフーは、犬山市から提供を受ける情報について、犬山市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、犬山市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、犬山市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、犬山市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年 月 日

犬山市：愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

災害支援協力に関する覚書等

(社団法人愛知県エルピーガス協会尾張中支部 犬山分会)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に犬山市地域防災計画に基づき速やかに応急対策を行うため、犬山市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県エルピーガス協会尾張中支部犬山分会（以下「乙」という。）との間において災害時の支援協力体制について必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

(支援の種類)

第3条 この協定に基づき乙が実施する支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) エルピーガス消費設備の被害状況調査及び応急復旧活動
- (2) 避難所等への燃焼器具及びエルピーガスの供給
- (3) 仮設住宅へのエルピーガス消費設備の設置及びエルピーガスの供給
- (4) その他の被害情報の提供

(支援の要請)

第4条 甲は、応急対策を行うため、乙の支援を受けようとする場合には、次の事項を明らかにして電話等により要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 支援の種類
- (3) 支援の具体的な内容及び必要量
- (4) 支援を希望する期間

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により連絡するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が甲の要請により支援に要した経費については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲の災害対策本部に会員を派遣するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は、第3条に掲げる事項を迅速かつ正確に実施するため、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(資器材の準備)

第9条 乙は、災害支援に必用な資器材の充実に努めるものとする。

(防災訓練への参加)

第10条 乙は、甲から防災訓練等への要請があった場合には、積極的に参加するものとする。

(有効期間)

第11条 協定の有効期間は、協定の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の1月前までに甲、乙いずれからも異議の申立てがないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定の疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議するものとする。

上記協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通を保管する。

平成13年1月29日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 石田 芳弘

乙 犬山市大字橋爪字巾屋敷6
愛知県エルピーガス協会尾張中支部犬山分会
代表者 分会長 田中 敏夫

災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「甲」という。）と、犬山市長（以下「乙」という。）との間において、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 甲及び乙との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- (1) 犬山市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- (2) 犬山市災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関する事
- (3) その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、乙から要請があった場合又は甲が必要と判断した場合に、甲から乙が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

上記の協定成立の証とするため、この協定書を3通作成し、立会人を含めて各自その1通を所持する。

平成23年7月16日

甲	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治
乙	犬山市大字犬山字東畑36番地 犬山市 代表者 犬山市長 田中 志典
立会人	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県 防災局長 中野 秀秋

連絡体制の確立にかかる覚書（犬山警察署）

平成29年 9月 1日

連絡体制の確立にかかる覚書

緊急連絡先

甲:犬山市

犬山市 副市長	
犬山市 市民部長兼防災監	

乙:犬山警察署

犬山警察署 副署長	
-----------	--

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

(愛朋コンクリート株式会社)

「犬山市」(以下「甲」という。)と「愛朋コンクリート株式会社」(以下「乙」という。)は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水(以下「用水」という。)の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

(報告)

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条第2項の規定による乙の供給に要した費用は、甲が負担する。

(損害の負担)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(危険回避)

第6条 乙が指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施することができる。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては犬山市消防本部消防長、乙においては愛朋コンクリート株式会社常務取締役とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月27日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

乙 犬山市字西片草48番地8
愛朋コンクリート株式会社
代表取締役 大竹直樹

災害時における消防用水等の確保に関する協定書

(犬山建設株式会社)

「犬山市」(以下「甲」という。)と「犬山建設株式会社」(以下「乙」という。)は、災害時に必要な用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水(以下「用水」という。)の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の供給要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して指定された場所に出動し、甲の指示する用水の供給を行うものとする。

(報告)

第3条 乙は、要請業務を開始したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了した時は、前項に準じて甲に対して報告するものとする。

(費用負担)

第4条 第2条第2項の規定による乙の供給に要した費用は、甲が負担する。

(損害の負担)

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(危険回避)

第6条 乙が指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

(訓練の実施)

第7条 用水の確保の業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して訓練を実施することができる。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては犬山市消防本部消防長、乙においては犬山建設株式会社生コンクリート工場工場長とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(内容の変更)

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年11月27日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

乙 犬山市大字犬山字甲塚5番地
犬山建設株式会社
代表取締役 松浦学

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 (西日本電信電話株式会社 名古屋支店)

犬山市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社名古屋支店(以下「乙」という。)は、災害発生時に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者若しくは帰宅困難者等(以下「被災者等」という。)の通信を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等(モジュラージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧(犬山市)」(別紙1)を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙２）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第６条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第７条 甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙３）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることができる。利用方法として、接続は犬山市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

（故障発見時の扱い）

第８条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の利用開始）

第９条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

（特設公衆電話の利用開始案内）

第１０条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（特設公衆電話の利用終了）

第１１条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること。
 - (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は

相手方の業務を妨害する行為。

⑤ その他前各号に準ずる行為。

3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第16条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
愛知県犬山市
犬山市長

山田 拓郎 印

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長

山本 尚樹 印

特設公衆電話設置一覧（犬山市）

平成 30 年 月 日現在

No.	施設名	設置場所※ 1	住所	設置 回線数
1	犬山中学校	体育館	大字木津字宮前 15	1
2	犬山北小学校	体育館	大字犬山字北古券 2	1
3	犬山高等学校	体育館	大字犬山字北首塚 2	1
4	犬山南小学校	体育館	大字橋爪字末友 28	1
5	犬山西小学校	体育館	上坂町五丁目 2	1
6	今井小学校	体育館	大字今井字若宮 8	1
7	城東中学校	体育館	大字塔野地字田口洞 39-101	1
8	城東小学校	体育館	大字塔野地字東屋敷 1	1
9	栗栖小学校	体育館	大字栗栖字野口 455	1
10	南部中学校	体育館	大字羽黒新田字畑田 1	1
11	羽黒小学校	体育館	大字羽黒字前川原 67	1
12	東小学校	体育館	羽黒安戸西一丁目 2	1
13	犬山市(新)体育館	MD F 内	大字羽黒字竹ノ腰 17-2	1
14	楽田小学校	体育館 2 F	字城山 97	1
15	池野小学校	体育館	字杵下 51	1
16	国際観光センター	受付付近	松本町四丁目 21	1
17	犬山市体育センター	1F 共有スペース	大字羽黒新田字上堅箆 1-1	1

※1：設置場所とは、特設公衆電話機を接続する電話線モジュージャックの設置場所をいう。

電話端子盤内、MD F（EPS）内にケーブルがまとめて収容されている場合は、所定の位置まで延長し、電話機を接続して使用する。

特記事項：設置回線については、回線設置時において設置場所の状況変化や設置場所変更等があった場合には、回線数の変更若しくは設置できない場合があります。

情報管理責任者（変更）通知書

平成30年 月 日

西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役名古屋支店長
山本 尚樹 様

犬山市長
山田 拓郎

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
全施設	（正）地域安全課長	Tel 0568 - 44 - 0346 FAX 0568 - 44 - 0367 E-mail 010400@city.inuyama.lg.jp
	（副）地域安全課課長補佐 （防災担当補佐）	

情報管理責任者（変更）通知書

平成30年 月 日

犬山市長
山田 拓郎 様西日本電信電話株式会社名古屋支店
取締役名古屋支店長
山本 尚樹

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

記

施設名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
全施設	（正）災害対策担当課長	Tel 052 - 291 - 2225 FAX 052 - 262 - 9057
	（副）災害対策担当主査	E-mail nagoya_saitai@west.ntt.co.jp

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. 西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) による回線試験	① NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施します。
II. 犬山市による通話試験	① 各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、犬山市内の部署等に電話をかけ、正常に接続ができるかの確認を実施します。
	② 通話ができない、または雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門（113）へ連絡します。

災害時等における無人航空機の運用に関する協定 (株式会社NTセブンス)

犬山市（以下「甲」という。）と株式会社NTセブンス（以下「乙」という。）は災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲の協力要請に基づき、乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

(1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

(2) その他、必要と認められる事項

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（様式第1）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(活動に関する協議)

第3条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第6条 撮影した成果品の著作権（著作権法第17条に規定する著作権をいう。）は甲に帰属する。

2 乙は撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第7条 第2条による甲の協力要請に基づき乙が行った活動に対する費用負担については、甲は

乙の活動に対する適正な対価を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の遵守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。
ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 元 年 月 日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 名古屋市熱田区尾頭町2番22号
株式会社NTセブンス
代表取締役社長 疋田 亮

様式第 1

年 月 日

株式会社 NT セブンス 御中

犬山市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

(公益社団法人愛知県建築士事務所協会・公益社団法人愛知建築士会
愛知県土地家屋調査士会・公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会)

犬山市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

(被害認定業務への協力)

- 第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。
- 2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

(業務の内容)

- 第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

(応援要請等の手続)

- 第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

(費用の負担)

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の人件費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令(甲の条例、規則等を含む。)に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

甲 犬山市大字犬山字東畑36
犬山市長 山田 拓郎

乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
会 長 松岡 由紀夫

名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
会 長 柳澤 講次

名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
会 長 伊藤 直樹

名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会
会 長 安田 商基

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

（積算基準）

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

災害時における相互連携に関する協定（中部電力パワーグリッド株式会社）

犬山市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、犬山市内で地震、風水害及び雪害等による災害（以下、「災害」という。）が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、犬山市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1）甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2）甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来した場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3）乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- （4）乙は、停電復旧作業に必要な活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5）甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6）甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- （7）甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- （8）甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報を、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和3年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(申合せ書の失効)

第10条 甲乙間で締結した申合せ書(2019年8月9日付)は、この協定の適用開始をもって失効するものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地

甲 犬山市

犬山市長 山田 拓郎

愛知県小牧市大字久保一色字佃 1010 の 1

乙 中部電力パワーグリッド株式会社

小牧営業所長 澤井 伸幸

災害時における相互協力に関する協定書

(一般社団法人犬山青年会議所)

犬山市（以下「甲」という。）と一般社団法人犬山青年会議所（以下「乙」という。）は、災害時における支援活動に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害等による災害の発生時に、甲の協力要請を受けて行う地域貢献活動の一環としての支援活動について必要な事項を定めるものとする。

(支援活動内容)

第2条 乙は甲の協力要請に基づき、乙の持つ組織力や会員及び会員の所属する会社等の法人又は個人が持つ専門技能並びに全国に広がるネットワークを活かし、次に掲げる事項について地域貢献活動の範囲内で行うものとする。

- (1) 被災地域の情報収集、ニーズの把握及びその共有、情報交換
- (2) 被災地域への必要な支援物資等の調達、仕分け及び輸送等の支援
- (3) 専門的な設備、技能等を活用した総合的な支援活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙が協議して定める活動

(協力の実施)

第3条 乙は甲から要請を受けた時は、可能な限りこれに応ずるように努め、必要な人員、資機材等を確保するとともに、速やかに甲の支援活動に協力するものとする。

(費用等の負担)

第4条 本協定に基づく支援活動において発生した費用については、甲乙それぞれが負担するものとする。

(平常時の活動)

第5条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(保険)

第6条 乙は、本協定に基づく支援活動を行うにあたり、活動参加者をボランティア保険に加入させることとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月9日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市松本町四丁目21番地
一般社団法人 犬山青年会議所
代表者 理事長 松田 修

愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（愛知県）

（目的）

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

（支援要請）

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
 - (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合
- 2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。
- 3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

（経費）

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

大村 秀 章

犬山市長

山田 拓 郎



災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定 (愛知県、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部)

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

(技術支援協力の定義)

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

(技術支援協力の要請)

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を經由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を經由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を經由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を經由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者を取りまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を經由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

(委託契約の締結及び費用)

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。



(業務の実施)

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

(労災及び損害補償など)

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は令和6年3月31日までとする。

2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。

3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県流域下水道管理者

愛知県知事

大村 秀章



乙1 愛知県豊橋市牛川町字下モ田29番地の1

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者

豊橋市上下水道局長 木和田 治伸

乙2 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

伊藤 茂

乙3 愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市水道事業等管理者

小塚 重男

乙4 愛知県瀬戸市迫分町64番地の1

瀬戸市公共下水道管理者

瀬戸市長 川本 雅之

乙5 愛知県半田市東洋町二丁目1番地

半田市下水道事業

半田市長 久世 孝宏

乙6 愛知県春日井市烏居松町5目44番地

春日井市公共下水道事業

春日井市長 石黒 直樹

乙7 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市下水道事業

豊川市長 竹本 幸夫

乙8 愛知県津島市立込町2丁目21番地

津島市下水道事業

津島市長 日比 一昭

- 乙9 愛知県碧南市松本町 28 番地
碧南市公共下水道管理者
碧南市長 橋宜田 政信
- 乙10 愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
刈谷市長 稲垣 武
- 乙11 愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地
豊田市事業管理者
前田 雄治
- 乙12 愛知県安城市桜町 18 番 23 号
安城市長 三星 元人
- 乙13 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
西尾市長 中村 健
- 乙14 愛知県蒲郡市旭町 17 番 1 号
蒲郡市下水道事業
蒲郡市長 鈴木 寿明
- 乙15 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市公共下水道管理者
犬南市長 原 欣伸
- 乙16 愛知県常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
常滑市公共下水道管理者
常滑市長 伊藤 辰矢
- 乙17 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地
江南市長 澤田 和延
- 乙18 愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地
小牧市下水道事業
小牧市長 山下 史守朗
- 乙19 愛知県稲沢市稲府町 1 番地
稲沢市下水道事業
稲沢市長 加藤 錠司郎

- 乙20 愛知県新城市字東入船 115 番地
新城市下水道事業
新城市長 下江 洋行
- 乙21 愛知県東海市中央町一丁目 1 番地
東海市下水道事業
東海市長 花田 勝重
- 乙22 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
大府市下水道事業
大府市長 岡村 秀人
- 乙23 愛知県知多市緑町 1 番地
知多市長 宮島 壽男
- 乙24 愛知県知立市広見三丁目 1 番地
知立市長 林 郁夫
- 乙25 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1
尾張旭市公共下水道管理者
尾張旭市長 柴田 浩
- 乙26 愛知県高浜市青木町四丁目 1 番地 2
高浜市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩
- 乙27 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市公共下水道管理者
岩倉市長 久保田 桂朗
- 乙28 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1
豊明市公共下水道管理者
豊明市長 小浮 正典
- 乙29 愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地
日進市公共下水道管理者
日進市長 近藤 裕貴
- 乙30 愛知県田原市田原町南番場 30 番地 1
田原市上下水道事業
田原市長 山下 政良

- 乙31 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地
愛西市公共下水道管理者
愛西市長 日永 貴章
- 乙32 愛知県清須市須ヶ口 1238 番地
清須市下水道事業
清須市長 永田 純夫
- 乙33 愛知県北名古屋市西之保清水田 15 番地
北名古屋市公共下水道管理者
北名古屋市長 太田 考則
- 乙34 愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
弥富市公共下水道管理者
弥富市長 安藤 正明
- 乙35 愛知県みよし市三好町小坂 50 番地
みよし市公共下水道管理者
みよし市長 小山 祐
- 乙36 愛知県あま市七宝町沖之島深坪 1 番地
あま市公共下水道管理者
あま市長 村上 浩司
- 乙37 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
長久手市公共下水道管理者
長久手市長 佐藤 有美
- 乙38 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地
東郷町公共下水道管理者
東郷町長 井俣 憲治
- 乙39 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
豊山町公共下水道管理者
豊山町長 鈴木 邦尚
- 乙40 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地
大口町公共下水道管理者
大口町長 鈴木 雅博
- 乙41 愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地
扶桑町公共下水道管理者
扶桑町長 鯖瀬 武

- 乙42 愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西1番地の1
大治町公共下水道管理者
大治町長 村上 昌生
- 乙43 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町公共下水道管理者
蟹江町長 横江 淳一
- 乙44 愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50番地
阿久比町下水道事業
阿久比町長 田中 清高
- 乙45 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地
東浦町下水道事業
東浦町長 日高 輝夫
- 乙46 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
武豊町公共下水道管理者
武豊町長 梶山 芳輝
- 乙47 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1
幸田町公共下水道管理者
幸田町長 成瀬 敦
- 乙48 愛知県北設楽郡設楽町田口字辻前14番地
設楽町公共下水道管理者
設楽町長 土屋 浩
- 乙49 愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地
東栄町公共下水道管理者
東栄町長 村上 孝治

丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番6号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部

支部長 庄村 昌明



様式第1

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

--

2 支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

--

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

--

4 支援活動内容

--

5 要請担当者

所 属： 氏 名： 電 話： FAX： E-mail：

6 その他

--

様式第2

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先(電話)

担 当：

電 話：

FAX：

E-mail：

様式第3

年 月 日

下水道管理者名
(愛知県建設局下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先(電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属： 氏 名： 電 話： FAX： E-mail：

様式第4

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 Z〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業務実施者	備 考

様式第5

年 月 日



公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づく通知がありました。

自治体名等	業務実施者	備考

担 当 :
電 話 :
FAX :
E-mail :



犬山市災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人 溢愛館)

犬山市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 溢愛館（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要支援者等を当該避難所に避難させることにより、要支援者等の安定した避難生活を確保することを目的とする。

(施設使用の要請)

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者等が二次的に避難するために開設される福祉避難所として施設を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。この場合、乙は甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

(該当施設)

第3条 福祉避難所として指定する施設は、犬山市大字富岡字片洞1073番地の97に設置された本館3階の書庫(11.31㎡)、DK(20.99㎡)、医務室(8.06㎡)とする。

(要支援者等の受入れ)

第4条 第2条による甲の要請は、犬山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 前条の施設へ移送を要する要支援者等の受入れについては、別に定める様式により災害対策本部から当該施設に対して要請されるものとする。

4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった災害対策本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要支援者等の親族等で、当該要支援者等とともに前条の施設に避難することにより当該要支援者等の安定した避難生活の確保に寄与する者については、当該避難所に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさない

よう常に点検、改善に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第5条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議のうえ、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

(物資の支給、介護支援者の確保)

第6条 甲は、要支援者等に係る日常生活用品、食糧及び医療材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要支援者等を適切に介助できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月27日

(甲) 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市長

(乙) 犬山市大字富岡字片洞1073番地の97
社会福祉法人 溢愛館
溢愛館長

犬山市災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 (社会福祉法人ひかり学園)

犬山市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人 ひかり学園（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要支援者等を当該避難所に避難させることにより、要支援者等の安定した避難生活を確保することを目的とする。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者等が二次的に避難するために開設される福祉避難所として施設を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。この場合、乙は甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（該当施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、犬山市大字前原字橋爪山123番地に設置された知的障害者援護施設1階の社会活動支援スペース(69.6㎡)とする。

（要支援者等の受入れ）

第4条 第2条による甲の要請は、犬山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 前条の施設へ移送を要する要支援者等の受入れについては、別に定める様式により災害対策本部から当該施設に対して要請されるものとする。

4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった災害対策本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要支援者等の親族等で、当該要支援者等とともに前条の施設に避難することにより当該要支援者等の安定した避難生活の確保に寄与する者については、当該避難所に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさない

よう常に点検、改善に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第5条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議のうえ、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

(物資の支給、介護支援者の確保)

第6条 甲は、要支援者等に係る日常生活用品、食糧及び医療材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要支援者等を適切に介助できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成26年 3月27日

(甲) 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市長

(乙) 犬山市大字前原字橋爪山123番地
社会福祉法人 ひかり学園
理事長

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

(社会福祉法人 ともいき福祉会)

犬山市（以下「甲」という。）と、社会福祉法人ともいき福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要支援者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要支援者等を当該避難所に避難させることにより、要支援者等の安定した避難生活を確保することを目的とする。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要支援者等が二次的に避難するために開設される福祉避難所として施設を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。この場合、乙は甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（該当施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別紙図面で示す次の施設とする。

- (1) 犬山市大字前原字橋爪山 15 番地の 121 特別養護老人ホームぬく森 内
地域交流センターほか 864.20㎡
- (2) 犬山市羽黒安戸南一丁目 57 番地 特別養護老人ホームぬく森・第二 内
ホール及び会議室 218.56㎡

（要支援者等の受入れ）

第4条 第2条による甲の要請は、犬山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった災害対策本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。
- 3 前条の施設へ移送を要する要支援者等の受入れについては、別に定める様式により災害対策本部から当該施設に対して要請されるものとする。
- 4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった災害対策本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。
- 5 要支援者等の親族等で、当該要支援者等とともに前条の施設に避難することにより当該要支援者等の安定した避難生活の確保に寄与する者については、当該避難所に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(福祉避難所の開設期間)

第5条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議のうえ、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に扱うものとする。

(物資の支給、介護支援者の確保)

第6条 甲は、要支援者等に係る日常生活用品、食糧及び医療材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要支援者等を適切に介助できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(雑則)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年 3 月23日

(甲) 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市長

(乙) 犬山市大字前原字橋爪山15番地の121
社会福祉法人 ともいき福祉会
理事長

防災啓発活動に関する覚書（あいち防災リーダー会犬山）

犬山市（以下「甲」という。）とあいち防災リーダー会犬山（以下「乙」という。）は、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震、伊勢湾台風並みの台風等による大規模災害に備えて、犬山市の地域防災力を高めるため、連携を図りながら協力して防災啓発活動に取り組むこととし、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、甲及び乙が実施する防災啓発活動について、相互に連携を図りながら協力して行い、その活動を効果的に推進することにより、市民の防災意識を高め、地域防災力の向上に資することを目的とする。

（協働実施）

第2条 甲及び乙は、次の防災啓発活動について、協働して実施するものとする。

- (1) 防災知識等の普及啓発を図るための講座、研修会、講演会等の開催
- (2) 防災知識等の普及啓発を図るための冊子、リーフレット等の作成、配布
- (3) その他、協働実施により効果的な推進を図ることが期待できる防災啓発活動

2 甲及び乙は、協働実施する活動、実施方法、役割分担等について、相互に協議、調整し、円滑な実施に努めるものとする。

（協力要請）

第3条 甲又は乙に対して、町内会、自主防災組織、学校、企業、各種団体等から、防災啓発活動について協力依頼があった場合、必要に応じてそれぞれから協力を要請することができるものとする。

（意見交換等）

第4条 甲及び乙は、防災啓発活動の効果的な推進を図るため、随時、情報交換、意見交換等を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から1年間とする。ただし、覚書の有効期間が満了する日の1月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、有効期間をさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市大字犬山字西三条29番地3
あいち防災リーダー会犬山
代表 森 藤 秀 志

広告付防災情報等電柱看板に関する協定書

(中電興業株式会社一宮営業所・テルウェル西日本株式会社)

犬山市（以下「甲」という。）、中電興業株式会社一宮営業所（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社東海支店（以下「丙」という。）は、犬山市内における「広告付防災情報等電柱看板」の設置について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、犬山市内に広告付防災情報等電柱看板を設置することにより、市民に対し防災情報等を提供し、市民の安全安心の促進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板（巻き付け、突き出し）に、防災情報等と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。
- (2) 防災情報等 防災、防犯、交通安全等、市民の安全安心に寄与する市政情報をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同し、犬山市広告掲載事業実施要綱第3条第1項の基準を満たした企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及びN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。

(情報の提供)

第3条 甲は、看板設置のために必要な防災情報等を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導及び協力を行うものとする。

2 甲は、掲出する看板の内容に応じて、担当する部署から情報の提供を行うものとする。

(乙及び丙の業務)

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) 広告主を募り、看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 設置された看板の維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の設置状況について、甲が求めるときに報告を行うこと。
- (4) 避難場所等の変更削除等により看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。
- (5) 大規模災害が発生した場合を想定した上で、日常点検を行うものとし、二次災害を起こすことが無いよう十分に配慮するものとする。

(看板の仕様及び掲出場所)

第5条 看板の仕様、設置については、甲乙丙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に

反しないものとする。

2 看板の設置場所は、甲と乙又は丙が協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、看板の内容に応じて担当する部署が、看板の仕様や掲出場所を協議するものとする。

(経費等)

第6条 看板の設置、修理、修正、撤去にあたり必要な一切の経費は、乙及び丙並びに広告主が負担するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して決定する。

上記の協定締結の証として本協定書3通を作成し。甲、乙、丙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成29年6月19日

甲 犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 一宮市浜町六丁目 2 番地
中電興業株式会社一宮営業所
代表者 一宮営業所長 谷奥 和裕

丙 名古屋市中区松原三丁目 2 番地 8
テルウェル西日本株式会社東海支店
代表者 取締役東海支店長 福山 和則

地域活性化及び市民サービスの向上等に関わる包括連携協力に関する協定書（大塚製薬）

犬山市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、地域課題の解決に向け、相互に連携して取り組むことにより、犬山市内における地域のより一層の活性化に資するため、次のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、地域活性化及び市民サービスの向上を図るとともに、乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- （1）健康づくりの推進に関すること。
- （2）熱中症対策の取り組みに関すること。
- （3）観光振興に関すること。
- （4）スポーツ振興に関すること。
- （5）災害時における協力に関すること。
- （6）その他、甲及び乙が協議して必要と認める事業。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た他の当事者の秘密を第三者に開示、漏洩してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に当事者の承諾を得た場合、甲又は乙以外の者に対しその情報を提供することができるものとする。

（本協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、相手方に対して本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うことができる。

（有効期間及び更新）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し、書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は、1年間延長

されるものとし、以後この例によるものとする。

2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方に対し、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して変更又は解除を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年1月25日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長

山田 拓郎

乙 名古屋市中区丸の内3丁目23番20号
大塚製薬株式会社
名古屋支店 支店長

村上 務

災害時における避難施設の使用等に関する覚書（長者町自治会）

犬山市（以下「甲」という。）と長者町自治会（以下「乙」という。）は、犬山市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の所有する長者町会館の一部を避難所としての使用（以下「施設の一部使用」という。）並びに避難住民用の防災倉庫の設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

（施設の一部使用の要請）

第1条 甲は、災害時において、乙に避難所として、施設の一部使用を要請する。

（要請の手順）

第2条 前条の規定に基づき、甲が施設の一部使用をする場合の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害時において、住民を避難させる必要があると認めるときは、乙に対して、電話、ファクシミリ等可能な通信手段により、施設の一部使用を要請する。
- (2) 甲の担当者と乙は、施設の一部使用に関し、必要な協議をするものとする。

（所管事項）

第3条 災害時における施設の一部使用に際し、甲の所管事項は、次のとおりとする。この場合において、所管事項以外であっても、甲と乙とは、状況に応じ相互に協力し合うものとする。

- (1) 避難住民の誘導及び整理並びに避難所の運営等の避難住民の安全確保に関すること。
- (2) 施設の一部使用が長期にわたるときは、生じた経費を負担するとともに、代替施設の確保に努めること。
- (3) 施設の一部使用により、避難所が著しく破損したときは、甲の責任において代替措置を講ずること。

に復旧するものとする。

（避難所の変更又は廃止）

第5条 乙は、避難所の用途を変更又は廃止するときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定

(エナジーサポート株式会社)

犬山市（以下「甲」という。）とエナジーサポート株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の地域において台風等による洪水・土砂崩れ・地震・大規模火災等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合または発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を指定緊急避難場所として市民等を受け入れるに当たり、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(指定緊急避難場所の指定承諾及び周知)

第2条 乙は、避難場所として使用できる施設（以下「施設」という。）の範囲をあらかじめ定め、指定緊急避難場所指定承諾書（第1号様式）を甲に提出する。

2 甲は、この協定による施設を、指定緊急避難場所として位置付け、市民等に周知するための必要な措置を講じるものとする。

(指定緊急避難場所の開設)

第3条 甲は、災害等が発生し、または発生する恐れがあり、市民等が退避するに当たり緊急を要する場合において、乙に対して施設を指定緊急避難場所として開設するよう要請できるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 甲は、前項の要請を行うに当たっては、指定緊急避難場所開設要請書（第2号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 乙は、甲の要請を待たず、自主的に指定緊急避難場所として開設する場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

(避難者の誘導)

第4条 乙は、施設への避難者に対し、施設内への安全な誘導に努めるものとする。

(費用の負担)

第5条 施設の使用料は無料とする。

2 指定緊急避難場所を開設した場合の運営に係る費用については、甲が負担するものとする。

(事故等の責任)

第6条 避難者が乙の施設を損傷した場合は、甲乙及び当該施設を損傷した避難者と協議し、これを処理するものとする。

(指定緊急避難場所としての使用の禁止)

第7条 甲の地域において、震度6強以上の地震が観測された場合は、甲は施設の安全が確認されるまで乙の建築物を指定緊急避難場所として使用しない。

(指定緊急避難場所の使用期間)

第8条 指定緊急避難場所の使用ができる期間は、第3条による開設をしたときから災害等にかかる気象警報が解除され、災害対策基本法施行令第20条の4に定める異常な現象が収束し、かつ、浸水被害の恐れが無くなるまでとする。ただし、公衆道路等の損壊等により帰宅困難な避難者がある場合については、甲乙の協議により指定緊急避難場所の開設を延長できるものとする。

2 甲は、指定緊急避難場所の使用が長期にわたると予測される場合は、代替施設の確保に努め、乙の業務が早期に再開できるよう配慮するものとする。

(指定緊急避難場所の閉鎖)

第9条 甲は、指定緊急避難場所としての施設の使用を終了する場合は、乙に対しその旨を連絡し、あわせて指定緊急避難場所使用終了連絡書(第3号様式)により通知するものとする。

(協力要請等の窓口)

第10条 甲及び乙は、必要に応じ速やかに情報の交換が図れるよう、この協定に関する相互の連絡担当窓口を明確にしておくものとする。

(施設の変更)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を施設変更連絡書(第4号様式)により速やかに甲へ連絡しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第2条の指定緊急避難場所指定承諾書の内容に変更が生じる場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、指定緊急避難場所としての使用に支障が生ずる恐れがある場合
- (3) 乙の施設を指定緊急避難場所として使用することが困難となった場合

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、甲乙いずれからも協定の内容について変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定で疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市

犬山市長

山田拓郎

乙 愛知県犬山市字上小針1番地

エナジーサポート株式会社

代表取締役社長

曾山浩司

指定緊急避難場所指定承諾書

年 月 日

（宛先） 犬 山 市 長

※（法人の場合は主たる事務所の所在地）

承諾者 住 所 愛知県犬山市字上小針1番地

※（法人の場合は法人名及び代表者氏名）

氏 名 エナジーサポート株式会社

代表取締役社長 曾山浩司 印

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定第2条に基づき、私が所有する下記の施設について、指定緊急避難場所として指定されることを承諾します。

区 分		内 容
施 設 名 称		エナジーサポート株式会社福利厚生棟
所 在 地		犬山市字上小針1番地
構 造 等		地上 階／地下 階建て 造り
建 築 年 月		年 月完了
避 難 場 所 と して 使 用 す る 範 囲	避 難 場 所 (階数)	(別紙平面図参照)
	使 用 床 面 積	m ²
	収 容 人 員	人

※収容人員については、1人当たり1m²で算出する。

指定緊急避難場所指定承諾書

年 月 日

（宛先）犬 山 市 長

※（法人の場合は主たる事務所の所在地）

承諾者 住 所 愛知県犬山市字上小針1番地

※（法人の場合は法人名及び代表者氏名）

氏 名 エナジーサポート株式会社

代表取締役社長 曾山浩司 印

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定第2条に基づき、私が所有する下記の施設について、指定緊急避難場所として指定されることを承諾します。

区 分		内 容
施 設 名 称		エナジーサポート株式会社グラウンド
所 在 地		犬山市
構 造 等		地上 階/地下 階建て 造り
建 築 年 月		年 月完了
避 難 場 所 と して 使 用 す る 範 囲	避 難 場 所 (階数)	(別紙平面図参照)
	使 用 床 面 積	m ²
	収 容 人 員	人

※収容人員については、1人当たり1m²で算出する。

第2号様式（第3条関係）

指定緊急避難場所開設要請書

年 月 日

様

犬山市長

印

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定第3条に基づき、
下記のとおり指定緊急避難場所の開設を要請します。

開設日時	年 月 日 () 時 分
施設名称	
所在地	犬山市
開設理由	
要請担当者	犬山市災害対策本部（担当） 電話
備考	

第3号様式（第9条関係）

指定緊急避難場所使用終了連絡書

年 月 日

様

犬山市長

印

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定第9条に基づき、
下記のとおり指定緊急避難場所の使用終了を連絡します。

終了日時	年 月 日（ ） 時 分
施設名称	
所在地	犬山市
使用期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
連絡担当者	犬山市災害対策本部（担当） 電話
備考	

第4号様式（第11条関係）

施設変更連絡書

年 月 日

（宛先） 犬 山 市 長

※（法人の場合は主たる事務所の所在地）

住 所

※（法人の場合は法人名及び代表者氏名）

氏 名

印

災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定第11条に基づき、下記のとおり指定緊急避難場所の変更について連絡します。

施設名称	
所在地	犬山市
変更内容	
変更理由	
変更開始日（一時的な場合は期間）	年 月 日（ ）
備 考	

災害時における施設等の斡旋に関する協定書（犬山国際ユースホテル）

犬山市（以下「甲」という。）と、犬山国際ユースホテル（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、犬山市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙の管理する敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難場所として斡旋する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力依頼）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、犬山市地域防災計画に定める施設等では、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、乙の施設等を避難場所として斡旋することができるものとする。この場合において、乙は甲からの斡旋をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

2 前項の斡旋は、口頭、電話等により行うものとする。

（利用施設）

第3条 避難場所として、甲から斡旋を受けた利用者が利用することのできる施設等は、犬山市大字継鹿尾字氷室162番地1に設置された犬山国際ユースホテル本館とする。

（利用者の受入れ）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の斡旋に基づき、施設等の利用が可能な時は、すみやかに受け入れ体制を整え、準備が完了した時点で甲に連絡する。

2 利用者を受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で利用者の移送についても協力するよう努めるものとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 施設の利用にあたり発生する費用については、利用者が負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後同様とする。

(雑則)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和4年4月14日

(甲) 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田拓郎

(乙) 犬山市大字継鹿尾字氷室162番地1
犬山国際ユースホテル
代表者 マネージャー 滝口憲治

災害発生時における犬山市と犬山市内郵便局の協力に関する協定書

(日本郵便株式会社)

犬山市（以下「甲」という。）と犬山市内郵便局（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害を言う。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、犬山市内で災害発生時において、次の事項の必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
 - (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
 - (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除
 - (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
 - (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)
 - (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
- (注) 避難者情報確認シート（避難先届）（別紙1及び2）又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものと

し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲と乙とは、連絡体制について、災害時緊急連絡体制表(別紙3)により点検し、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 犬山市天神町一丁目7番地
日本郵便株式会社 犬山郵便局
局長 桐山 典久

犬山市富岡株池153番地7
日本郵便株式会社 城東郵便局
局長 中村 知司

(別 表)

楽田郵便局
犬山羽黒郵便局
犬山五郎丸郵便局
犬山薬師郵便局
犬山新坂郵便局

災害ボランティア支援本部の設置及び運営に関する協定書 (社会福祉法人犬山市社会福祉協議会)

犬山市（以下「甲」という。）と社会福祉法人犬山市社会福祉協議会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害等による災害の発生時に、被災市民の速やかな自立・復興の支援を目的とする市内もしくは他市町村からのボランティアを混乱なく受け入れ、その活動が円滑に行われるようにするため、犬山市災害ボランティア支援本部（以下「支援本部」という。）を設置、運営することに関し、必要な事項について定める。

(支援本部の開設)

第2条 甲は、災害が発生したときは乙と協議して、支援本部の開設が必要と認めた時は、必要な資機材や開設場所を確保した上で、乙の職員と協力して、支援本部を開設するとともに、乙にその運営を委託する。
2 乙は、ボランティアと被災市民等からの支援要請との調整役となる災害ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣を犬山災害ボランティアコーディネーターの会（以下「コーディネーターの会」という。）に依頼する。

(支援本部の運営)

第3条 乙は、コーディネーターを取りまとめ、支援本部の運営にあたるものとする。
2 甲は、支援本部の運営にあたっては、乙及びコーディネーターの会と協議し、必要な情報の提供、資機材の整備・補充、体制の充実について協力する。
3 甲は、市災害対策本部と支援本部との連絡や支援本部庶務関係事務等のため、支援本部に職員を派遣する。
4 乙はコーディネーターとともに、支援の目的達成のために連携し、被災市民等からの要望に対して対応するように調整をおこなう。

(支援本部の閉鎖)

第4条 被災市民等の支援要請が減少し、支援の目的達成が概ね完了したときは、コーディネーターの会等の意見を聴き、甲は乙と協議し、支援本部の閉鎖時期を決定する。
2 乙は、支援本部の閉鎖後の被災市民等への継続的な日常生活支援活動を地元の機関や団体に引き継ぐものとする。

(広報)

第5条 甲及び乙は、支援本部の開設、活動内容ならびに閉鎖について、広く市民に周知し、被災市民等の支援要請の掘り起こしに努めることとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、支援本部の設置及び運営のための必要な経費を負担するものとする。

(平常時の協力活動)

第7条 甲と乙は、この協定の実施に向けて平常時から協力し合うとともに、甲は乙が実施する次の施策について支援するものとする。

- (1) コーディネーターの育成に関する講座、研修会等
- (2) 支援本部の運営に関する訓練の実施
- (3) ボランティアの受け入れに伴う事前の資機材等の整備

(その他)

第8条 この協定の実施に関し、必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、甲と乙ならびにコーディネーターの会が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月30日

甲 犬山市代表者
犬山市長 田中志典

乙 社会福祉法人犬山市社会福祉協議会
会長 長谷川 勲

犬山国際観光センターの一時使用に関する覚書（犬山警察署）

※現：犬山市民交流センター

覚 書

犬山市(以下「甲」という。)と愛知県犬山警察署(以下「乙」という。)は、東海地震等による大規模災害(以下「大規模災害」という。)における警察活動のために、犬山国際観光センター「フロイデ」(以下「フロイデ」という。)を一時使用するにあたって、次のとおり覚書を取り交わす。

(一時使用の目的)

第1 乙がフロイデを一時使用する目的は、大規模災害時における警察活動とする

(一時使用の施設等)

第2 乙が一時使用する施設等は、フロイデ及び駐車場とする。ただし、被災等によりフロイデを使用できないときは、甲乙協議し、一時使用施設等を定める。

(一時使用の承認)

第3 甲は、大規模災害によって、乙の庁舎が倒壊、損壊または損壊の恐れがあるときは、フロイデの一時使用を承認する。

(一時使用の開始時期)

第4 乙がフロイデを一時使用する開始時期は、乙の庁舎に第3に定める事態が発生し、警察機能が停止する恐れが生じた時からとする。

(経費負担の免除)

第5 乙がフロイデを一時使用するときは、甲は経費負担を免除する。

(覚書の消滅)

第6 乙がフロイデを一時使用する必要がなくなったときは、この覚書は消滅する。

(疑義の解決)

第7 この覚書に定めのない事項で疑義が生じたときは、甲・乙協議の上で解決する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年1月21日

甲 犬山市長 田 中 志 典
乙 愛知県犬山警察署長
警視 安 保 茂 夫

中部歴史まちづくりに関する合意書（中部歴史まちづくり認定市町7市）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）（以下「歴史まちづくり法」という。）第5条の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた高山市、亀山市、犬山市、恵那市、美濃市、明和町及び岐阜市（以下「認定市等」という。）は、中部地方における歴史まちづくりの取組の推進に関し、国土交通省中部地方整備局の立会いのもと、次のとおり合意する。

（目的）

第1条 本合意書は、歴史的文化的資産が日本国民共有の資産であるとともに、その保存・継承・再生を通じて、我が国固有の文化力の向上、郷土意識の醸成、地域の活性化等に大きく貢献するものであるという認識のもと、認定市等の連携・協力により、歴史まちづくりの取組を拡がりをもって推進し、もって中部地方における魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（情報の交換）

第2条 認定市等は、常日頃から、それぞれの地域における歴史まちづくりの取組に関する情報交換を行うとともに、相互に連携・協力するよう努めるものとする。

（情報の提供及び知見を有する者の派遣）

第3条 認定市等は、歴史まちづくりの取組の実施に当たり、他の認定市等が有する歴史まちづくりに関する知見その他の情報を必要とするときは、当該認定市等に対し、知見その他の情報の提供を求め、又は知見を有する者の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた認定市等は、当該求めに応ずるよう努めるものとする。

（観光交流の推進のための取組）

第4条 認定市等は、それぞれの地域における観光交流の推進を図るため、相互に連携・協力して、次に掲げる取組を行う。

- (1) 観光交流に関する情報の提供及び観光宣伝活動の実施
- (2) 観光交流に関する行事等の実施
- (3) 観光交流関係者のネットワークの形成
- (4) その他観光交流に関する取組

（歴史的文化的資産が災害等による被害を受けた場合における応援）

第5条 認定市等の区域内に存在する歴史的文化的資産が災害等による被害を受けた場合、他の認定市等は、当該歴史的文化的資産の復旧のため、次に掲げる応援を行うよう努めるものとする。

- (1) 歴史的文化的資産の復旧に関する知見その他の情報の提供
- (2) 歴史的文化的資産の復旧に関する知見を有する者の派遣
- (3) 歴史的文化的資産の復旧のために必要な建築資材等の提供
- (4) 災害等のあった認定市等の区域内に存在する歴史的文化的資産の一時避難の受入れ
- (5) その他歴史的文化的資産の復旧に関する取組

(合意書の改廃等)

第6条 本合意書の改正又は廃止に当たっては、その都度、認定市等が協議し、国土交通省中部地方整備局に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本合意書の締結後、歴史まちづくり法第5条の規定に基づき歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の追加があったときは、新たに追加となる市町村の同意を得て、本合意書の締結主体の追加を行うことができる。

本合意の成立を証するため、本合意書7通を作成し、認定市等の長が署名の上、認定市等が各1通を保有する。

平成25年10月17日

高山市長

亀山市長

犬山市長

恵那市長

美濃市長

明和町長

岐阜市長

立会人 中部地方整備局長

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書 (愛知県行政書士会尾北支部)

犬山市（以下「依頼者」という。）と愛知県行政書士会尾北支部（以下「協力者」という。）は、犬山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のための行政書士業務（行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務をいう。以下同じ。）に関し、次のとおり本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、依頼者の要請に基づき協力者が実施する行政書士業務について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 依頼者が、災害時に災害対策本部を設置し、行政書士業務の必要が生じたときは、協力者に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 依頼者の要請により協力者の会員が行う行政書士業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

- (1) 依頼者が開設する被災者相談窓口における相談業務
- (2) その他依頼者又は協力者が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、災害時協力要請書（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を提出するものとする。

2 協力者は、第2条の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を依頼者に通知するものとする。

3 依頼者及び協力者は、その連絡体制、連絡方法等について、災害時緊急連絡体制表（別紙2）により行うものとし、変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務の実施に必要な費用は、協力者が負担するものとする。

(相談者と負担)

第6条 依頼者の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前1か月までにこの協定の解除又は変更について、依頼者と協力者のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、依頼者及び協力者が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、依頼者、協力者は署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月11日

依頼者 犬山市
代表者 犬山市長 山 田 拓 郎

協力者 愛知県行政書士会 尾北支部
支部長 伊 代 田 誠 二

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県行政書士会 尾北支部長 様

犬山市長

このことについて、災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 氏名・電話番号	職名 氏名 電話番号
電話・ファクシミリ 等による要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請内容	
場 所	
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

(愛知県社会保険労務士会)

犬山市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、犬山市内に犬山市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時に被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。なお、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(相談業務の範囲)

第3条 乙はその専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談業務を行うものとする。

(1) 労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の手続の仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

(2) 健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金、障害年金の手続の仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手続の仕方に関する相談等

(相談業務の実施体制)

第4条 乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して報告すると共に、速やかに協力実施報告書(第2号様式)を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

(費用の負担)

第6条 相談業務の実施にかかる経費は、原則として無償とする。ただし、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

(損害の補償)

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和 年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地

甲 犬山市

代表者 犬山市長 _____

愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号

乙 愛知県社会保険労務士会

会長 _____

第1号様式（第2条関係）

協 力 要 請 書

年 月 日

愛知県社会保険労務士会

会長 様

犬山市長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

第2号様式（第5条関係）

協 力 実 施 報 告 書

年 月 日

犬山市長 様

愛知県社会保険労務士会
会長

大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書第5条第1項に基づき、次のとおり報告します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

緊急消防援助隊の活動拠点及び防災ヘリコプター離着陸場としての使用 に関する協定書（名古屋経済大学）

犬山市（以下「甲」という。）と名古屋経済大学（以下「乙」という。）とは、緊急消防援助隊の活動拠点及び防災ヘリコプター離着陸場としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域において火災、自然災害及び山岳事故等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の協力を得て、乙の所有する施設の一部を消防活動を実施するための拠点（以下「消防活動拠点」という。）として使用するに当たり、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（消防活動拠点の指定）

第2条 消防活動拠点として使用できる施設の範囲は、別紙平面図のとおりとする。

（消防活動拠点の開設）

第3条 甲は、災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、乙に対して消防活動拠点の開設を要請できるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 甲は、緊急消防援助隊の活動拠点としての使用を要請する場合は、緊急消防援助隊の活動拠点開設要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに書面を送付するものとする。

3 甲は、防災ヘリコプター離着陸場としての使用を要請する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行うものとする。

4 前各項の場合において、甲は乙への連絡が取れず、かつ緊急を要する場合に限り、甲の判断により消防活動拠点を開設することができるものとする。

（費用の負担）

第4条 消防活動拠点を開設した場合の光熱水費及び運営に係る費用については、甲が負担し、緊急消防援助隊の活動拠点として施設を使用する場合の使用費は乙が別に定める施設利用料金に従い甲が負担するものとする。

(事故等の責任)

第5条 甲の活動により乙の施設を損傷した場合は、甲が修理費用を負担するものとする。

(消防活動拠点としての使用の制限)

第6条 甲の地域において、震度6強以上の地震が観測された場合は、甲は乙の施設の安全が確認されるまで消防活動拠点として使用しないものとする。

2 乙が消防活動拠点内に災害等の避難者を受け入れている場合は、甲は避難者の生活に支障の出る場所を使用しないものとする。

3 他機関が災害復旧のために消防活動拠点内で活動する場合は、甲は他機関と協議し、相互の活動を妨げないように消防活動拠点を使用するものとする。

(消防活動拠点の使用期間)

第7条 消防活動拠点の使用ができる期間は、第3条による開設をしたときから災害等が収束するまでとする。

2 甲は、消防活動拠点の使用が長期にわたると予測される場合は、代替施設の確保に努め、乙の学業が早期に再開できるよう配慮するものとする。

(消防活動拠点の閉鎖)

第8条 甲は、消防活動拠点の使用を終了する場合は、乙に対しその旨を連絡し、緊急消防援助隊の活動拠点として使用した場合は、併せて緊急消防援助隊の活動拠点使用終了連絡書(第2号様式)により通知するものとする。

(協力要請等の窓口)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ速やかに情報の交換が図れるよう、この協定に関する相互の連絡担当窓口を災害時緊急連絡体制表(第3号様式)により明確にしておくものとする。

(施設の変更)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに甲へ連絡しなければならない。

- (1) 乙の施設が増改築等の理由によって、第2条の内容に変更が生じる場合
- (2) 乙の施設に係る工事等により、消防活動拠点としての使用に支障が生ずるおそれがある場合
- (3) 乙の施設を消防活動拠点として使用することが困難となった場合

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、甲乙いずれからも協定の内容について変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定で疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月29日

甲 犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市

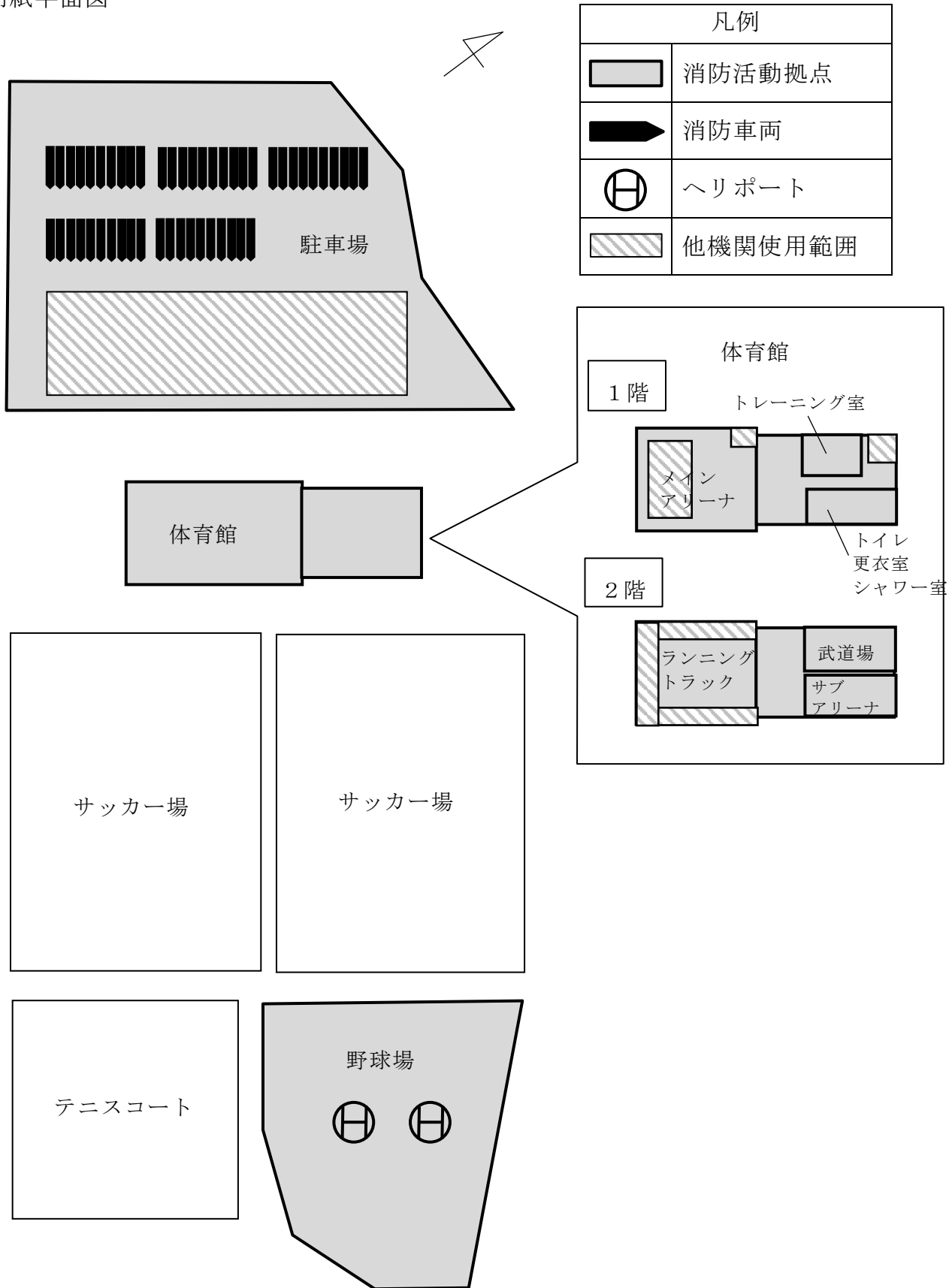
犬山市長 山田拓郎

乙 犬山市字内久保61-1

学校法人市邨学園 名古屋経済大学

理事長 末岡仁

別紙平面図



第1号様式（第3条関係）

緊急消防援助隊の活動拠点開設要請書

年 月 日

学校法人市邨学園

名古屋経済大学 理事長 様

犬山市長

緊急消防援助隊の活動拠点及び防災ヘリコプター離着陸場としての使用に関する協定第3条に基づき、下記のとおり消防活動拠点の開設を要請します。

開設日時	年 月 日 () 時 分
施設名	駐車場・体育館・野球場・その他 ()
使用車両数 及び人数 (見込み)	台 人
要請担当者	犬山市消防本部 (担当) 電話

第2号様式（第8条関係）

緊急消防援助隊の活動拠点使用終了連絡書

年 月 日

学校法人市邨学園

名古屋経済大学 理事長 様

犬山市長

緊急消防援助隊の活動拠点及び防災ヘリコプター離着陸場としての使用に関する協定第8条に基づき、下記のとおり活動拠点の使用終了を連絡します。

終了日時	年 月 日 () 時 分
施設名	駐車場・体育館・野球場・その他 ()
使用車両数 及び人数	台 人
使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
施設の異常 の有無	無・有 ()
連絡担当者	犬山市消防本部 (担当) 電話

無人航空機を活用した災害時等における支援協力に関する協定書

(株式会社テラ・ラボ)

犬山市（以下「甲」という。）と株式会社テラ・ラボ（以下「乙」という。）は災害時等における無人航空機を活用した支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時等において、甲の協力要請に基づき、乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙は可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること
- (2) 撮影した映像・画像等の編集に関すること
- (3) 災害対応に必要な測量に関すること
- (4) その他、必要と認められる事項

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（様式第1）により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(活動に関する協議)

第3条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力要請に可能な範囲で応ずるものとする。

(安全の確保等)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第6条 撮影した成果品の著作権（著作権法第17条に規定する著作権をいう。）は甲に帰属する。

2 乙は撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他の手段により公

開してはならない。

(費用の負担)

第7条 第2条による甲の協力要請に基づき乙が行った活動に対する費用負担については、甲は乙の活動に対する適正な対価を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、又は使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の遵守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施にあたり業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(効力)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 4 年 1 月 25 日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長

乙 愛知県春日井市不二ガ丘三丁目28番地
株式会社テラ・ラボ
代表取締役

様式第 1

年 月 日

株式会社テラ・ラボ 御中

犬山市長

協 力 要 請 書

無人航空機を活用した災害時等における支援協力に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

災害時における相互連携に関する協定書（西日本電信電話株式会社）

犬山市（以下「甲」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、犬山市内で災害による大規模な通信障害が発生した場合、又は発生が予想される場合に、甲乙が連携し対応することにより、迅速な災害復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、犬山市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- （1） 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合若しくはその恐れがある場合には、必要に応じて甲乙が連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、乙の設備が甲の管理する道路に支障を及ぼした場合、連携して通行の確保にあたるとともに、甲の管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- （3） 乙は、早期の通信障害復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- （4） 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- （5） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、犬山市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- （6） 甲は、優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について確認し、乙と情報共有しておくとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。

(7) 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配備するものとする。

(8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙相互に協力し、甲及び乙の従事者並びに第三者の安全確保に万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定の成立した日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了日までに甲及び乙のいずれからも書面による変更又は廃止の申し出がないときには、期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年5月13日

甲 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地
犬山市
代表者 犬山市長 山田 拓郎

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社 東海支店
執行役員東海支店長 安部 真弘

無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定書 (株式会社D S A)

犬山市（以下「甲」という。）と株式会社D S A（以下「乙」という。）は、無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用した活動等への連携・協力に関して、市民サービスの向上及び地域や経済の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な相互連携と資源の有効活用により、ドローンを活用した活動等に係る地域ニーズに迅速かつ的確に対応し、もって市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 災害時におけるドローンによる情報収集に関すること
- (2) 災害時におけるドローンによる物資輸送に関すること
- (3) 犬山市のドローン教育に関すること
- (4) 本協定に基づく取組みの周知に関すること
- (5) 防災・災害対策に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民サービスの向上・地域社会の活性化に資するものであって、双方が必要と認めること。

(連絡調整)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を具体的かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、第2条に掲げる事項について、協力要請書（様式第1号）により乙に対し協力要請を行うものとし、乙は可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

また乙は緊急を要すると判断した場合は、甲からの要請前に無人航空機の運用を行うことができるものとする。これも後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

(安全の確保等)

第5条 甲は、前条の要請を受けて協力する乙の構成員の安全確保に対し、十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条による甲の要請に基づき行う活動(以下「協力活動」という。)を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第6条 乙は、協力活動を完了した時は、速やかにその実施した支援内容を甲に書面で報告するものとする。

(所有権及び著作権の帰属)

第7条 協力活動による成果品(映像・画像等)の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項の成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第8条 協力活動に対する費用負担等については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 協力活動の実施にともない、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合、並びに使用する機体等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合、並びに使用する機体等に損害が生じた場合の負担は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(技術の維持向上)

第10条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、乙の構成員のドローン活用技術の維持向上に努めるものとする。

(法令の順守)

第11条 乙は、協力活動を実施するにあたり、航空法(昭和27年法律第231号)その他関連する法令を順守しなければならない。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく連携に当たり知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定の変更)

第13条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により解約の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又は定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和4年10月25日

甲 犬山市大字犬山字東畑 36 番地
犬山市
代表者 犬山市長

乙 小牧市古雅 4-15-5
株式会社 D S A
代表取締役
